

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (3)			
日 時	令和元年 9 月 3 0 日 (月)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 5 7 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	中村 (吉宏) 委員長、高野副委員長、松田・面野・酒井・ 高橋 (克幸) ・松岩・須貝・佐々木各委員		
説 明 員	教育長、林下監査委員、総務・財政・産業港湾・港湾担当・ 教育各部長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、面野委員、酒井委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。横尾委員が松田委員に、高橋龍委員が佐々木委員に、丸山委員が酒井委員に、秋元委員が高橋克幸委員に、高木委員が松岩委員に、それぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、総務・経済両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、公明党、立憲・市民連合、自民党の順といたします。

共産党。

○高野委員

◎就学援助について

まず、就学援助について伺いたいと思います。

平成30年度事務執行状況説明書の中では、就学援助を受けた方は小学校が1,038人で、中学校が531人となっております。27年度から29年度までの就学援助対象者の人数、小学校と中学校でそれぞれどのくらいになるのかお知らせください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

平成27年度から29年度までの就学援助の認定者数でございますが、27年度は小学校が1,046人、中学校が619人。28年度は小学校が1,004人、中学校が590人。29年度は小学校が936人、中学校が541人。30年度が小学校は1,038人、中学校が531人でございます。

○高野委員

平成29年度と30年度は、就学援助を受けた方が小学校ではふえているかと思うのですが、小学校の児童数は27年度から30年度で354人減っていて、中学校では生徒数が339人減っていると、この4年間でそれぞれ300人以上の児童・生徒数が減っている状況で、しかし、今お聞きしましたら、やはり就学援助を受けている方は、この数年のニーズを見ても、小学校であれば大体1000人、中学校は500人以上いることを考えても、やはり生活が大変な方も多いのだらうと考えられます。

それでは、本市の就学援助に含まれる費目にはどのようなものがあるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

就学援助の費目の内訳でございますが、学用品費、校外活動費、こちらの校外活動費には宿泊を伴うものと伴わないものがございます。それから、体育実技用具費、入学準備金、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費でございます。

○高野委員

今お聞きしましたところ、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3費目については入っていないのかというふうに思ったのですが、2014年度からこの3費目も国から地方交付税措置がされることになりましたが、3費目について、この間、就学援助の費目に入れるという、このような議論というのはなかったのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今の3費目でございますけれども、教育委員会といたしましては、3費目の中のPTA会費を支給の費目としてはどうだろうかということで、予算要求は上げていたところでございます。

○高野委員

教育委員会としては上げていたけれども、それが通らなかったということなのかと思うのですが、この3費目は道内の人口10万人都市でいまだに行われていないのは小樽市と釧路市と函館市しかありません。

また、文部科学省の子供の学習費調査によると、2018年度の調査では、学校教育費や学校外教育費を含めると、公立小学校で32万円、公立中学校で47万円となり、家計に占める教育費の負担が前回の調査でも増加傾向になっています。学校教育基本法でも、やはり経済的理由により修学が困難な児童や生徒に対しては必要な援助を行わなければならないとされているわけです。ぜひ今後はこの3費目についても検討していただきたいということを要望して、次の質問に移りたいと思います。

◎放課後児童クラブについて

次に、放課後児童クラブについてお伺いしたいと思います。

平成30年度では全体で735人となっています。一番多いのは朝里小学校の106人となっています。以前、小樽市勤労女性センターでは、すごく利用するという子供たちがふえて、急遽部屋を確保しなければいけないという状況も生まれました。27年度から30年度の事務執行状況説明書を見ましても、幸小学校ではこの4年で21人がふえて、朝里小学校では30年度は106人、27年度の78人から28人もふえている。山の手小学校は学校の統廃合等がありましたけれども、13人ふえているという状況もありました。全体的に言えば児童数は減っているけれども、放課後児童クラブを利用する方が年々ふえている状況もあります。

この30年度で朝里小学校もそうなのですが、急遽部屋が足りなくなるですとか、または指導員の方が不足するということはなかったのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

今御質問がございました、放課後児童クラブの部屋が足りなくなることはなかったのかということなのですが、教育委員会が所管しております小学校内で開設しております児童クラブについてお話をさせていただきますが、今お話の中にありました朝里小学校を含めて、朝里小学校については三つのクラブを開設しまして対応しているのですが、各小学校とも部屋が足りなくなるということは発生しておりません。

また、支援員が足りなくなることもなかったのかということなのですが、支援員についても、例えば特別支援学級の子供がいる学校ですとか、また、特別支援学級ではないけれども少し手がかかる子供ですとか、それぞれの学校によって状況は違うのですが、各クラブの現場の声を聞きながら支援員を配置しているところでございまして、今のところ支援員が足りなくなるという状況は、平成30年度については発生しておりません。

○高野委員

発生していないということでした。

平成27年度は665人でしたが、30年度では735人ということで、この間70人ほど利用する子供がふえているということもあるので、今後もしっかり子供たちの安全についてもやっていただきたいというふうに思います。

◎まち育てふれあいトークについて

次に、まち育てふれあいトークの質問に移りたいと思います。

平成27年度から30年度までの参加団体と参加人数をお知らせください。

○（総務）広報広聴課長

まち育てふれあいトークの平成27年度から30年度に利用された件数並びに利用人数の合計を年度ごとに申し上げます。27年度は67件、1,833名、28年度は88件、2,073名、29年度は70件、2,207名、30年度は79件、2,381名となっております。

○高野委員

この事業はどんな事業になっており、どんな目的でされているのでしょうか。

○(総務) 広報広聴課長

事業の概要でございますけれども、本市に在住・在勤または在学されている方々で構成されている、原則的には10名以上の団体やグループ等を対象に、月曜日から金曜日の平日の日の中2時間程度の時間帯で、皆様で御用意していただいた会場に市の職員が直接お伺いして、市のさまざまな取り組みについてお話をさせていただく事業となっております。

目的につきましては、多彩なメニューを用意いたしまして、本市の取り組みを市民の皆様にご覧いただくとともに、市政に関する疑問や暮らしに役立つ事柄について情報交換ができる機会、これを持つということであろうかと思っております。

○高野委員

今聞きましたら、市の取り組みについて学習したりですとか、そういうこともあるのかと思うのですが、私自身も以前参加したこともございまして、大変勉強になったという記憶がございます。メニューも80項目を超えるメニューで、本当にいろいろな方が参加しやすいのかなと感じているところなのですが、小樽市民の中でもこの制度をなかなか知らないという方も聞くのですけれども、市としてどのような、この間市民に周知、こういうことは行ってきたのでしょうか。

○(総務) 広報広聴課長

周知の方法でございますけれども、本市の公式ホームページにずっとといたしますか、恒常的に広報の分野のところに掲載しています。そのほかに、毎年4月に原課からどういうメニューがあるかということ进行调查いたしまして、毎年6月に新しいメニュー情報を中心にお知らせするために、その市のホームページの新着情報の欄に掲載しております。それとともに、ふれあいトークの申込書を使いたいという、申込書がついた案内チラシを1,000部ほど用意して、これも6月ですけれども町会、小・中学校、それから各サービスセンターなどの市の各施設に配布しているところでございます。

○高野委員

今聞きましたら、ホームページですとか、6月に広報おたるに掲載をしたりですとか、町会や小・中学校にも配布しているということでした。私自身も、こういうような取り組みは本当にすばらしい取り組みだというふうに思いますので、今聞きましたところ2,000人ほど参加人数もいるということも聞いていますので、ぜひ多くの方が参加できて、周知できるように、今後お願いしたいというふうに思います。

○酒井委員

◎蒸気機関車アイアンホース号について

まず、アイアンホース号などについてお伺いします。

今決算でアイアンホース号整備事業費として示され、ガバメントクラウドファンディングなどを活用して、所蔵のアイアンホース号のボイラーを修繕ということが示されております。従前も総務常任委員会などにおきまして、基金の活用など、あらゆる方法を用いて再開すべきだと申し上げてきました。

今回、ガバメントクラウドファンディングとなったことにつきまして、どのような経緯で当該手法となったのかお伺いしたいというふうに思います。

○(教育) 総合博物館主幹

蒸気機関車アイアンホース号に係るガバメントクラウドファンディングの経緯についてですが、平成29年10月に小樽市総合博物館の蒸気機関車アイアンホース号に重大な故障が発生しました。その修理費が1,200万円と金額が大きかったために、30年度にその財源を確保するために多くの方々に呼びかけ、ふるさと納税を活用したガバメントクラウドファンディングを行いました。目標額は600万円でしたが、結果的に800万円の支援をいただくことができ

ました。

○酒井委員

そうですね。結果としてうまくいったということだというふうに思います。ただ、総合博物館所蔵のもの、アイアンホース号に限らず経年劣化が進んでおります。決算年度において大きな修繕が発生する可能性がある、そういったことについてどのように捉えられていたのかどうかお伺いをしたいというふうに思います。

○（教育）総合博物館主幹

総合博物館本館には、委員がおっしゃるとおり屋外に多くの展示車両があります。昨年度までは、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金のメニューであります小樽市総合博物館展示車両の保全事業を活用して、当館の職員とボランティアの皆様により修繕を行ってまいりました。

今年度につきましては、この基金により業者による専門的な修繕を実施しておりまして、突発的なことが起こった場合には、市長部局とも協議した上で計画的に修繕等を行ってまいりたいと思います。

○酒井委員

貴重な資料などがたくさんあります。利用者の方たちにとっても、本当に楽しみにしているものでもあります。先ほど述べられた計画的に修繕などを進めていくということになりますので、これからもぜひよろしく願いしたいというふうに思います。

◎簡易水道事業会計について

次に、簡易水道事業会計についてお伺いをいたします。

監査委員にお伺いいたします。平成30年度小樽市各企業会計決算審査意見書を拝見いたしました。ここでも示されているとおり、毎年約1億円の一般会計からの繰入金が発生しています。本当に毎年毎年同じような質問をしているわけではありますが、こうしたことについて監査委員としてどのような意見をお持ちかどうかお伺いいたします。

○林下監査委員

平成30年度決算審査意見書にも書かせていただきましたが、簡易水道事業会計決算につきましては、石狩湾新港小樽市域の事業者に対する水の安定供給を持続するため、設備の更新工事や適切な施設の維持・管理などに努められてきたことが伺えます。酒井委員の御質問のとおり、一般会計から約1億円の補助などを受けておりますが、30年度の経営成績を前年度と比較してみますと、収益においては給水収益は増収となっているものの、費用においては原水及び浄水費などの支出が増加したことなどから、損益収支は前年度に引き続き純損失を生じる結果となりました。また、営業収支比率が低いことなど、今後も厳しい経営環境が続くものと思われま。

○酒井委員

引き続き監査委員にお伺いするのですが、純損失が発生し続けております。こうしたことについて、監査委員として問題だというふうにはお思いになりませんか。

○林下監査委員

平成29年度に企業会計に移行し、2年続けて純損失を生じている状況にありますので、そのような中、今後の本事業の運営に当たっては、域内に安定した水の供給を行うために、収入増や経費節減などの経営の計画的かつ効率的な運営に努められるよう望んでおります。

○酒井委員

ところで、今決算でこうした損失が発生したということでもありますけれども、それでは事業者の事業所数は一体どのようになっているのか。これまでも50社程度の事業所数があるわけでもありますけれども、今決算におきまして給水事業所数は1社減ったわけでもあります。ここで伺いするのは、決算年度におきまして、事業所数がどのようになると見込んでいたのかお伺いいたします。

○(総務)企画政策室高山主幹

もともとは50社で見込んでいたところでございますが、年度途中で地域内の会社の事業継承により、事業継承で1社となったため契約数としては変わりませんが、企業数のカウントとしては1社にまとめるため1社減った形になっております。

○酒井委員

結果として1社減った形になるというふうに思います。

これまででも、こうした企業を誘致していくということを述べていまして、この給水事業所数についても、北海道としては延ばしていくという考え、それから小樽市としても、そうした北海道が行っていくことについても見ていくというような答弁だったかというふうに思っています。

それでは、小樽市として、今後において企業誘致は進んでいくと、そういった可能性はあるというお考えかどうかお伺いしたいと思います。

○(総務)企画政策室高山主幹

企業誘致に関しましては、これまで北海道に対しまして積極的な誘致活動を進めるよう要請しているところがありますが、すぐに結果が出るものでもございません。しかしながら、近年は石狩湾新港地域での土地の動きが盛んになっておりまして、小樽市域におきましても今年度から分譲を開始した銭函4丁目において、石狩開発株式会社から聞いておりますのは既に成約したのが1件、このほかにも何件か引き合いがあると聞いておりますので、今後企業誘致が進むものと考えております。

○酒井委員

進む可能性はあるというふうなお考えですけれども、そうは言ってもこの簡易水道におけるこうした損失が発生すること、それについて私は特別な見通しというものはないかというふうに思っております。

ところで、第2期工事についてでありますけれども、依然として過大な計画だということを指摘しなければならぬというふうに思っています。ここで、2024年度まで基本水量というものは既に決まっております。2024年度の計画基本水量は何立方メートルとしているのかお伺いたします。

○(総務)企画政策室高山主幹

2024年度、令和6年度になりますけれども、年間72万4,525立方メートルを予定しております。

○酒井委員

そうですね。72万4,525立方メートル、非常に大きな数字であります。

それでは、ここ5年間の基本水量、それから給水量、一般会計繰入金について示していただけますか。

○(総務)企画政策室高山主幹

まず、平成26年度から30年度までの基本水量についてですけれども、26年度から順に申し上げます。45万1,870立方メートル、47万8,880立方メートル、50万4,430立方メートル、52万4,870立方メートル、54万7,500立方メートル。続きまして給水量でございますけれども、26年度から27万8,791立方メートル、25万9,156立方メートル、25万2,865立方メートル、26万1,616立方メートル、30年度が28万2,198立方メートルとなっております。

一般会計の繰入金なのですが、26年度9,239万2,000円、27年度1億25万5,000円、28年度1億1,060万5,000円、29年度9,076万2,000円、平成30年度は9,670万1,000円となっております。

○酒井委員

非常に大きな数字だというふうに思っています。

そこでお伺いしたいのは、2017年度から1日最大水量について見直しがされました。これが、これまでの数字から1,500立方メートルということになりました。ただ、そうは言っても、それでも過大だということを申し上げなければならないというふうに思います。そこで、ここ5年間の基本水量と企業への給水量、この割合を示していただ

けますか。

○(総務)企画政策室高山主幹

ただいまの割合ですけれども、平成26年度から順に申し上げます。31.9%、28.8%、28.7%、29.4%、最後に30年度でありますけれども、30.0%となっております。

○酒井委員

結局、これだけ使わない水を買わざるを得ないということが示されていると思います。

先ほど割合を示していただきました。いろいろと上下ありますけれども、約30%の水ということになっていると思います。そもそも、なぜ使わない水を買いつけなければならないのかということです。小樽市として、この使わない水を買いつけなければならないことをどのように捉えられているのでしょうか。

○(総務)企画政策室高山主幹

使わない水を買うことについては、会計としてみれば経営上負担にはなっておりますので、企業に使ってもらうことが重要であると考えております。

○酒井委員

企業に使っていただくということでもありますけれども、そうは言っても先ほど述べられたように、事業所数は極端にふえていく見込みはない。それでは既存のほうはどうなのかという話も出てきます。ここで聞きたいのは、そもそもなぜ簡易水道が利用されないのかお伺いをいたします。

○(総務)企画政策室高山主幹

現在企業が利用している地下水に比べて、簡易水道のほう料金が単価が高い。そういったことで企業経営に支障が生じるためと聞いております。

○酒井委員

そうなのです。地下水と比べて簡易水道のほうが高いということでもあります。

それでは、地下水利用組合企業の意向というものは小樽市として聞いているのか伺います。

○(総務)企画政策室高山主幹

企業の意向ということですが、平成29年度から北海道の企業訪問に本市も同行いたしまして、地下水利用組合企業の水の利用の仕方ですとか、今後の見込みですとか、そういったところの情報収集に努めているところです。

○酒井委員

情報収集に努めているということでもありますけれども、根本的な問題から言えば、地下水と比べて高いということが一番問題になっていると思います。

立方メートル単価について、受水単価でありますけれども、2017年度からこれまで立方メートル当たり114円だったものが111円に単価の引き下げがなされました。こうした引き下げの効果について、小樽市としてどのように捉えているのかお伺いいたします。

○(総務)企画政策室高山主幹

料金単価の引き下げに伴いまして、一般会計の負担が下がったということで認識しております。

○酒井委員

負担はふえるということでもありますけれども、根本的なことから言えば、地下水利用組合企業とすれば、できるだけ安価な水が使いたい。そういうことであれば利用企業数はふえていくのではないかというふうに思います。今回はわずかの引き下げでございますけれども、こうしたことをどんどん進めていくという形になれば、既存の企業などもこうした簡易水道を利用しようというふうに思われるのではないかと。

先ほど企業訪問などを行っているというお話がありましたけれども、さらなる引き下げを行う、そうしたことは

必要だというふうに思いませんか。

○(総務)企画政策室高山主幹

料金体系の引き下げということでありますけれども、単価につきましては将来的な見通しの上で策定しております財政計画で決定しておりますので、経営状況の推移を見ながら必要に応じて協議してまいりたいと考えております。

○酒井委員

結局、この既存の企業については高過ぎるから利用しないと。それから、新規の企業についてもなかなか大幅にふえていくという見込みはないと。そういうことだったらずっと赤字が続いていく。毎年約1億円の貴重なお金を出さなければならないという状況は何も変わらないです。やはりそれは、私は問題だというふうに思っています。

これまで小樽市が出している資料の中では、料金体系についても見直していく考えだというふうなお話があったと思うのです。決算年度において、このような料金体系の見直しということについては検討されたのかどうかをお伺いいたします。

○(総務)企画政策室高山主幹

料金体系の見直しにつきましては、少しでも使ってもらうためには、当然料金を下げていくという検討も必要であると思っております。具体的な検討につきましては、まだこれといったものは定まっておりますが、今後どのような料金体系がよいのか、また、見直しによるメリットやデメリット、その辺も含めて、今担当レベルでは試算している状況でございます。

○酒井委員

はっきりしているのです。料金を引き下げるとい形になったら、このまま企業数がふえていかないということになっていけば、デメリットばかりふえていくという話になると思うのです。そうであれば、やはり地下水利用組合企業にしっかりと意向を聞いていく。どのくらいだったら簡易水道が利用されるのか。もしくは検討する余地があるのかということもあると思うのです。そうでなければ、このまま何も手を打たないということになれば、これまで北海道が責任を果たしていないということもありますけれども、本当に何も変わらないまま、ただただ毎年1億円の赤字が出ていくことになってしまうというふうに思います。

そもそも、この地下水揚水計画についてでありますけれども、北海道が策定して実施したものであります。そういうことから、北海道に責任があると、日本共産党としても道に責任を果たさせるべきだということを常々申し上げてまいりました。収支不足解消に向けて、北海道に対して、小樽市としてどのような対応を求められてきたのかお伺いいたします。

○(総務)企画政策室高山主幹

北海道に対しましては、地下水揚水計画どおり、地下水を利用している企業が簡易水道へ転換するよう必要な方策を実現することと、その転換を行わないことで生じている料金収入の不足分を小樽市へ補填してくださいと。それとあわせて、小樽市域の企業立地の促進について企業誘致活動を強化してください。以上の3点の要請をしているところでございます。

○酒井委員

それはこれまでも御答弁されてきた中身なのです。決算年度において、こうした北海道の姿勢というものの、これまでと何か変わりはありましたか。

○(総務)企画政策室高山主幹

北海道の対応ということでありますけれども、ここ数年要請していて、向こうから得られている回答というのは特に進展がない状況でございます。そういったこともありまして、今年度は既に4月と8月に担当レベルではございますが、北海道の担当のところへ行って協議をしまして、先週9月26日には、これまでの要請内容ではござい

すけれども、副市長に直接北海道に行ってくださいまして、より強く北海道へ要請しているところでございます。

○酒井委員

より強くということではありますけれども、結局、北海道の主張としては財政支援は難しいという主張であります。企業誘致、それから既存の企業の利用促進に努めていくという話でしかない話なのです。

より強くということではありますけれども、結局、今までの経緯から見ますと、アリバイづくりではないですけれども、北海道はこれまでの回答を繰り返すだけ、小樽市としても要請を繰り返すだけということに私はなっていると思うのです。やはりこれではまずいと思うのです。抜本的に対策をしていく、それから北海道にも財政支援も含めた支援というのを求めていくということがやはり必要ではないのか。そういった考えについてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室高山主幹

北海道への要請をこれまでと変え、向こうの対応が変わるようにすべきということで申しますと、先ほど申しました、先週副市長に北海道へ要請に行ってもらったのですけれども、これまで口頭による要請だったのですが、先日行った要請については文書での要請をして、北海道に対しては、できれば文書で回答願いますということで要請をしてきたところでございます。

○酒井委員

来年度の決算のときには、何らかの進展が見られるということをぜひ期待したいというふうに思います。

これまで口頭で行ってきた要請が文書とありますけれども、また来年、この決算特別委員会のときにもこの問題についてどのような進捗になったのかということをお伺いしたいというふうに思います。

◎石狩湾新港について

さらに石狩湾新港についてお伺いいたします。

まず、北防波堤延伸工事について伺います。

この北防波堤延伸工事について、完成予定は2021年度でありました。しかしながら、この2021年度完成というのは、既に石狩湾新港管理組合が示したとおり、事実上不可能だということが示されているわけでありまして、決算年度におきまして、この北防波堤延伸工事はいつまで事業が行われるのか。言いかえれば、いつ完成するのかということになるのかもしれませんけれども、小樽市でどのように捉えられていたのかお伺いをいたします。

○（総務）企画政策室高山主幹

北防波堤の完成予定ということですが、本市におきましても、管理組合から聞いておりますのは令和3年度の完成予定であるということだけ聞いております。

○酒井委員

私は、やはりそうは言っても管理組合は、もうできませんと言っているのです。ただその完成予定だけを小樽市に示してやっていくという。やはり小樽市としても、そういった完成年度がずるずると延びていくという、事実上になってしまうということについて、問題だというふうに思っていかなければならないと思うのです。いつまでもこの事業を続けていくということ、これ自体小樽市として問題だというふうには思いませんか。

○（総務）企画政策室高山主幹

北防波堤事業についてでございますけれども、北防波堤は港内における船舶の航行や停泊、荷役の安全性を確保するため必要な施設でございます。そういった部分もございまして、北防波堤の整備により、今基準を満たしていない港内の静穏度を向上させるために整備を行うものでございまして、事業を進める必要があると考えております。

○酒井委員

私は、静穏度のことを聞いているわけではないのです。完成予定が2021年度と言っていたのに、これは事実上延びることになってしまったと、それが問題ではないのかと言っているのです。それは問題ないというふうに考えるのですか。

○(総務)企画政策室高山主幹

事業期間が延びることは問題ではないかということなのですが、先ほども申しましたが、現時点では令和3年度の完成予定としか聞いておりませんので、今後国においてこの事業の評価を行いまして、その評価によっていつまで事業を継続するのか、いつ完成予定なのかということが示されると聞いておりますので、その結果を見てから判断したいと思っております。

○酒井委員

結局、管理組合からは予定だけ示されているだけだと。管理組合がやっていくことについて全然意見も述べるのができないと。私はすごく問題だというふうに思っています。

そもそも、この北防波堤の予定事業費についてです。全体事業費としても106億円とされています。これも使い切ってしまうというような話もありますが、ただ一方で、この事業費についてさらなる拡大があるのではないかとというような意見もあります。そういったことについて、これ以上膨らむことについて管理組合自体は否定していないのです。もしこれ以上事業費が膨らんでいくということになれば、当然小樽市としても影響が大きいものだというふうに考えます。このような管理組合の姿勢を小樽市としてどのように捉えているのか伺います。

○(総務)企画政策室高山主幹

現在示されております事業費106億円よりもふえた場合ということなのですが、先ほどもお話ししましたとおり、今年度に行う国の事業再評価で改めて事業費などの見直しがされるものと聞いておりますが、その結果を見てみなければ何とも申し上げられませんが、今後もその事業を進めるに当たりましては、効率的、効果的に進めていくよう、また、母体負担金に過度な影響がないよう管理組合には申し上げていきたいと思っております。

○酒井委員

そもそも、先ほど静穏度の話もありましたけれども、北防波堤の延伸自体必要性が乏しいものだというふうに思います。現状の荷役に支障はないと。それから、北防波堤延伸で恩恵を受けるのは王子エフテックス株式会社1社のみであります。その木材チップの取扱貨物量もふえているわけではありません。

やはり北防波堤のこの延伸について、小樽市として延伸を行わない、このように求めていくべきだと思いますけれども、お考えを伺います。

○(総務)企画政策室高山主幹

先ほども答弁させていただきましたけれども、北防波堤は港内の静穏度を保つために必要な施設でございます。こういった整備を行うこと、港湾を良好な状態に維持することは港湾管理者として必要な業務と思っております。ですので、この北防波堤の整備につきましては、本市としても必要な整備とは考えているところです。しかしながら、事業を進めるに当たっては母体負担金への影響もございますので、その辺をきちんと考慮しながら今後も進めていくよう管理組合には求めていきたいと考えております。

○酒井委員

結局、石狩湾新港は小樽港から貨物を奪っていくと。その一方で、さまざまな工事についてはどんどん行っていく。必要のない工事までどんどん行っていくと。先ほど、今まで御答弁いただいたものというのは、石狩湾新港管理組合が答弁したことと全く同じなのです。言ってみれば、小樽市は石狩湾新港管理組合について何も言えない状況というのが、私ははっきり示されたというふうに思います。

最後にお伺いするのは、小樽港と競合する航路についてです。

小樽港で航路を持っているロシア航路、中国航路に石狩湾新港が航路開拓をしております。こういったことがどんどん続けられていくということになれば、小樽港から貨物を奪うということになってしまう。石狩湾新港と小樽港は共存・共栄していくのだというふうに言っていました。しかし、こうしたことがどんどん進められていけば、結局のところ小樽港から貨物を奪っていく。そういったことはやめるべきだと、やはりしっかりと行っていき

だと思うのです。それこそ本当の真の共存・共栄だというふうに思うのです。

決算年度において、石狩湾新港管理組合に小樽市としてどのような意見を述べられたのか最後にお伺いいたします。

○（総務）企画政策室長

これまで、決算年度というわけではございませんけれども、石狩湾新港では新規貨物の誘致に努めている中で、極力小樽港への影響がないように検討するよう話しております。石狩湾新港からは、そのように検討を進めるということ聞いております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

○松田委員

◎冬季防災訓練について

決算説明書及び事務執行状況説明書に基づき質問させていただきます。

私がかねてから、他の自治体では既に実施しているところもあることから、小樽市での冬季の防災訓練を行うべきだと要望してきました。

平成29年度は帯広市の冬季防災訓練に職員を派遣し、宿泊訓練を含む全日程に参加し、30年度は千歳市の冬季防災訓練に小樽市職員も参加したというふうになっております。そこで、参加人数とどの部署の方が参加したのか最初に伺います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

まず、小樽市の職員の参加につきましては、災害対策室の職員が参加しております。平成29年度の帯広市で行われました訓練につきましては、災害対策室から2名、30年度に千歳市で行われました訓練に関しては、災害対策室の職員が1名参加しております。

○松田委員

防災訓練は地域によって、また、訓練を行う時期によっても見えてくる課題も違いがあるというふうに思います。平成29年度は雪が少ないかわりに寒さが厳しい帯広市で、なおかつ時期も1月下旬でした。30年度は、千歳市で時期も3月上旬ということだったのですけれども、帯広市と千歳市での防災訓練の内容を示すとともに、それぞれの課題の違い等があったと聞いていればお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

平成29年度の帯広市の冬季防災訓練に関しましては、訓練内容としましては、まずは避難訓練として、帯広市役所から当日指定避難所となりました小学校まで参加者全員が避難訓練を行っております。また、避難所の小学校に着きましてからは、救助救出訓練といいまして、グラウンドに事故車両や瓦れき等を持ち込みまして、瓦れきから救出する訓練、それと冬季の暴風雪で埋まった車両から人を救出する訓練等を行っております。また、屋内行事としまして、座学研修としまして、栄養学の講話や健康管理研修なども行っております。最終的には宿泊準備を行いまして、宿泊体験を行っているところです。

当日の市役所のスタッフにつきましては、市職員、これは消防職員も含めまして、十勝建築災害対策協議会の職員、それと自衛隊隊友会の会員などを含めまして、約80名のスタッフが参加者の対応をしております。

訓練の参加人員につきましては、一般市民、私ども災害対策室の人間も含めまして86名の者が参加しております。そのうち宿泊につきましては27名が宿泊しまして、日帰りの部分では59名の参加となっております。

千歳市の状況を説明させていただきます。まず、千歳市の訓練の参加人数につきましては40名。内訳としましては、宿泊が8名、日帰りが32名で行っております。

訓練内容につきましては、避難所資器材の運搬訓練や炊飯訓練といたしまして、これはペットボトルやビニール袋を使用しまして米を炊くというような訓練を行っております。また、さらに屋外におきましては、仮設トイレの設置訓練、それと備蓄食糧の調理訓練、車中泊に関する講話や実験、避難所宿泊体験を行っております。

こちらに携わった市の職員の運営スタッフなのですけれども、千歳市におきましては千歳市防災学習交流センターという場所で行っておりますので、そちらの職員3名がその訓練のサポート等しております。

帯広市と千歳市の訓練の違いにつきましては、帯広市におきましては、普通の小学校を避難所としておりますので、事前準備、いろいろな資器材の搬送、先ほども申しましたけれども、グラウンドにおいて瓦れきの訓練や暴風雪で埋まった車両からの救出訓練などを行っておりますので、そちらの準備等到大変苦勞なされていたような感じを受けました。また、千歳市におきましては、こちらの施設自体が防災学習交流センターということで、ある一定程度の資器材が既に準備されておまして、ふだんより町会の訓練等を行う場所となっておりますので、このようなスタッフが少なくても済んだものと考えております。

○松田委員

今お聞きしましたけれども、小樽市から1名の参加というのですけれども、小樽市でも宿泊訓練に参加したことによって、小樽市の防災対策として見えてきた課題、また、小樽の防災計画に反映されたことがあったら、このことについてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

訓練に参加しまして、まず気づいたことを申しますと、訓練の大きな目的としまして、市民がみずから訓練に参加しまして、みずから考え行動するということが非常に大事だと改めて感じたところでございます。また、地域防災計画の反映につきましては、既に地域防災訓練は第4章第3節防災訓練計画というのがございまして、その中に一定程度の訓練の部分は記載されておりますので、こういった細かい部分での訓練の反映というものにつきましては、特に防災計画の中には反映していない状況でございます。

○松田委員

今私は、小樽市でもし行うとしたときに、職員だけではなくて市民の方も参加すべきだというふうに思っております。千歳市で行われた訓練には市民がどの程度参加していたのか、参加状況がわかればお聞かせいただきたいと思えます。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

千歳市の訓練の参加人数につきましては、全部で40名。内訳としまして、宿泊者の訓練については8名、日帰りについては32名となっております。ただ、千歳市におきましては、平成30年度にこういった訓練を1月にも行っておりまして、訓練の参加人数については、私どもでは把握していない状況でございます。

○松田委員

1月に行ったときには、市民がどの程度参加しているかわからない。ただ、2回やっているということなのか、千歳市は。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

そのとおりです。2回行っているということでお聞きしております。

○松田委員

なぜ私がここまで宿泊訓練にこだわるかといえば、やはり2次災害、また、関連災害を防ぎたいということから

です。北海道胆振東部地震が起きたときは、もしあれが冬だったらというふうに皆さんが何度も口にされておりました。先般起きた台風による災害で、千葉県では北海道における数日間の停電ではなく、1週間以上、10日以上も残暑厳しい中で亡くなった方もいらっしゃるということを聞いております。いわば北海道は寒さ対策、千葉県では暑さ対策が大変だったのではないかと思うからです。でも、北海道もそれを経験したからゆえに、千葉県の方の痛みもわかるのではないかと、このように思うわけです。

◎防災講話について

そういったことで、また聞きたいのですけれども、防災講話についてお聞きしたいと思います。

平成29年度は1回の開催でした。ところが30年度は4回開催されており、その開催時期が北海道胆振東部地震以降になっているのはたまたまなのか、防災に関する意識が強まったから4回行われたのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

防災講話がふえた要因につきましてですけれども、防災講話というのは相手方からの依頼を受けて実施するというので、その内容が防災についてという内容でふえてきていることについては、北海道胆振東部地震も含めてということにはなるかと思いますが、毎年のように全国各地で自然災害が発生しているという状況を受けまして、市民の皆さんの防災意識が高まっているあらわれではないのかというふうに考えているところでございます。

○松田委員

それで、4回開催されたということなのですが、講師はどなたが担当し、そして、それぞれ4回行われた開催内容と、そこに参加された人数についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

4回の防災講話の内容等についてでございますけれども、4回のうち1回目は、本年1月28日に本市が開催しました平成30年度地域密着型サービス事業者集団指導というものの中で、介護保険事業所の方々136名を対象として、本市の防災体制及び日ごろの予備知識や備えの重要性についてお話をさせていただきました。

2月23日には、小樽ボランティア会議が主催した第20回小樽ボランティア会議研修会において、ボランティア団体の方々など80名ほどを対象として、本市の日ごろの防災への取り組み内容や各家庭での備えについてお話をさせていただいたほか、パネリストとしてほかに参加された方々とともに全体討議を行いました。

3月4日には、小樽消費者協会が主催した第51回小樽消費者大会において、消費者協会の会員や市民の皆さん50名ほどを対象として、北海道胆振東部地震における本市の対応や浮き彫りとなった課題についてお話をさせていただきました。

3月11日には、北陵中学校からの依頼により、2年生の生徒七十数名を対象とした防災教室において、災害時における避難場所や災害時にとるべき適切な行動など、身近な防災についてお話をさせていただきました。なお、4回とも講話の講師につきましては、今言った内容に関しては災害対策室の職員が行っております。

○松田委員

先ほども言いましたとおり、とにかく時代とともに、また、季節によって災害の課題も違ってくると思いますし、学生なのか、または介護施設なのか、受ける側の方々についてもいろいろと課題も違ってくると思いますので、今後、またいろいろな意味で防災対策、減災対策について取り組んでいただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

◎教育委員会の事務の点検及び評価報告書に関して

次に、教育委員会にお聞きしたいと思います。

教育委員会の事務の点検及び評価報告書に基づきお聞きしたいと思います。最初に食に関する講座についてお聞きしたいと思います。

これは昨年も質問させていただいていますが、学識経験者の方からも、またもや前年と同様の指摘がありました。それは、一昨年と比較し、若干参加者は増加しているけれども、やはり講座への参加が少ないというものでした。

まず、この食に関する講座の受講対象はどのような方で、人数はどのくらいの人数がいるのか最初にお聞きしたいと思います。

○（教育）学校給食センター副所長

食に関する講座の対象者と人数ということでございますが、対象者は市内小・中学校の教職員を対象としておりますので、約600名でございます。

○松田委員

それなのに参加している人が十何人ということなのですけれども、受講者にかかなりの波があるので、以前お聞きしたときは、食の講座の開催依頼があれば開催するということでしたが、今後も開催依頼があればということでの食の講座を開いていくのか、その考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校給食センター副所長

確かに以前は依頼があって開催したという経過がございますが、平成29年度からは毎年実施することといたしました。なお、今年度からは、学校教育支援室で計画しております小樽市教育委員会教員研修プログラムの研修項目として乗せ、実施することといたしました。

○松田委員

これからは依頼ではなくて、毎年実施するということなのですけれども、この研修会に対する周知方法というのはどのような方法でやっているのでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

周知方法でございますが、開催の案内文書を全校に送付するとともに、校長会議で周知し、教職員の参加について協力をお願いしているところでございます。なお、今年度は今申し上げました研修プログラムに乗せた上で、校長会議で参加の呼びかけをお願いした結果、31名の参加がありました。

○松田委員

31名ということなのですけれども、600人が対象になっていて、31名しか参加していないという、このことについてはどのように思っておりますでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

確かに人数の割合で申し上げますと少のうございますので、より多くの方に参加していただくよう、今後も周知してまいりたいと考えております。

○松田委員

この学識経験者の方が最後のところで講評しているのですが、とにかく平成27年度の参加人数が多かったのは、食物アレルギーの研修があったからだと言うけれども、要するに食物アレルギーについては毎年研修の必要があるのではないかというふうに指摘もあります。これの認識について、どのように認識されていますでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

アレルギー研修についての認識ということでございますが、給食センターでは平成27年2月より、学校給食における食物アレルギー対応を開始し、その年に食物アレルギーについての研修を行った結果、多くの参加者、42名があったものと考えております。

以後、学校給食における食物アレルギー対応の手引きを作成した際に、校長会議において内容について説明を行うなど、周知を図ってまいりました。食物アレルギーについて理解を深めることの重要性は給食センターとしても認識しておりますので、食物アレルギーについての研修につきましては実施してまいりたいと考えております。

○松田委員

それにしても、多くても42名の参加ということで、本当に少ないと思います。

先ほど言いましたとおり、この食に関する講座については、学識経験者の方から毎回同じような指摘がありますので、これについてはしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

そこで、小樽市の小・中学校における食物アレルギーを持っている児童・生徒のために、アレルギー食物を除去するなどの対応を行っているというふうに聞いておりますけれども、どのような対応で、どのくらいの人数がいるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校給食センター副所長

アレルギー対応の内容と数ということでございますが、給食センターでは食物アレルギーの対応は2種類あり、まず、卵アレルギーのある児童・生徒に対しては卵除去食や卵代替食を提供しており、平成30年度は小学校29名、中学校4名の33名となっております。

次に、献立明細表の提供という対応をしております。これは卵アレルギー以外のアレルギーのある児童・生徒に対しては詳細な献立表を保護者に提供し、学校と連携をしながら自分でアレルギーのある食べ物の除去などをするもので、30年度は小学校36名、中学校4名の40名となっております。以上、合計で73名となっております。

○松田委員

食物アレルギーを防いでいるということなのですけれども、今まで事故の有無について、なかったでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

食物アレルギーの事故の有無でございますが、平成27年2月の食物アレルギー対応開始以降、学校給食において事故は発生しておりません。

○松田委員

もちろん事故があったら困るのですけれども、そういう点についてしっかりと今後も、先ほども言いましたとおり研修を進めたりということで、対応についてはやっていただければというふうに思います。

次に、がん教育についてお聞かせ願いたいと思います。

これは同じく健康教育の充実としてがん教育を推進するため、市では北海道教育委員会が主催するがん教育出前講座を活用し、平成30年度は市内小学校1校で実施したというふうに聞いておりますけれども、そもそも小・中学校でがん教育を行わなければならないという目的についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

がん教育の目標につきましては、文部科学省主催のがん教育のあり方に関する検討会によりますと、がんについて正しく理解することができるようにすることと、健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにすることとなっております。現在小学校5・6年生の保健では、病気の予防の学習の中で、喫煙を長い間続けると肺がんや心臓病などの病気にかかりやすくなるなどの影響があることを学習しております。また、中学校3年生の保健では、健康な生活と疾病の予防の学習の中で、常習的な喫煙により、肺がんや心臓病など、さまざまな病気を起こしやすくなることなどについて学習しております。

○松田委員

実施した小学校が1校ということなのですけれども、これは申し出により実施したのか、それとも教育委員会からの働きかけによって実施したのか。1校ということなのですが、働きかけたけれども1校しか応募がなかったのか、1校の実施になった経緯についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

まず、道教委から通知がございまして、それに基づき各学校へ通知したものでございます。各小学校からの申し出により実施をしたということになってございます。

1校だけの実施でございましたけれども、この年につきましては全道の28校で実施されており、その中で小樽市からも1校が実施されたというふうになってございます。

○松田委員

それで、報告書では単に小学校で実施となっておりますけれども、小学生だと年齢に幅があって、理解の部分でかなり理解力に差があると思いますが、講座は学校を一つの単位として行っているのか、学年単位で行っているのか、どのくらいの時間で行っているのか、また講座は何回かに分けて行うのか、1回限りなのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

講座でございますが、学校というよりは学年を単位として実施してございます。また、回数につきましては1回限りの講座で実施しております。

○松田委員

あと、小学校と中学校を対象にするのでは理解力に差があると思うのですが、小学校と中学校では講座内容に違いがあるのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

文部科学省から示されております外部講師を活用したがん教育の進め方の基本方針には、小学校では主としてがんを通じて健康と命の大切さを育むことを主な狙いとし、中学校、高等学校では主として科学的根拠に基づいた理解をすることを主な狙いとしております。なお、道が実施しているがん教育出前講座は、小学校5年生、6年生を対象に実施されております。

○松田委員

それと、がん教育を実施する留意点として、身内にがんにかかっている人がいないかどうか、亡くなっている人が家族にいないか、そういう配慮によって、この講座に出なくてもいいよと配慮しているところもあるというふう聞いておりますが、小樽ではこの講座を実施するに当たってそのような配慮というのがあるのかどうか、この点についていかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

小樽市におきましても、今委員がおっしゃったように、小児がんの当事者や小児がんにかかったことのある児童・生徒がいる場合であったり、家族にそういった症状を持っている方がいるなどした場合には配慮をするように考えられております。昨年実施しました1校につきましては、学校が把握している子供たちの状況を照らして、そういった子がいなかったということで問題なく実施しております。

○松田委員

これで最後の質問とさせていただきますけれども、学習を終えた児童・生徒の反応、反響についてはいかがだったでしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

がん教育出前講座を受けた児童の感想からは、「がんの検査が簡単なことがわかった」「子供でもがんになることを知って驚いた」「がんを予防するためにお父さんを運動に連れ出そうと思います」など、自分のことはもちろんのこと、家族の健康についても考えることができる貴重な経験であったという意見が見られました。

○松田委員

それでは、このがん教育については、しっかりと今後も取り組んでいただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○高橋（克幸）委員

◎財政について

それでは財政部に伺います。

まず、歳入についてですけれども、平成30年度歳入総額と、総額の内訳として一般財源、特定財源、それぞれの額と率についてお答えください。

○（財政）財政課長

平成30年度一般会計歳入総額は、約544億3,300万円になります。内訳といたしましては、一般財源は約344億900万円で、歳入総額に占める割合は63.3%になります。また、特定財源は約200億2,400万円で、歳入総額に占める割合は36.7%となっております。

○高橋（克幸）委員

大事な財源であります一般財源について伺います。

一般財源の内訳として、まず市税と地方交付税、その合計で一般財源全体に対する額と率、それから一般財源のうちの今言った市税と交付税、それぞれの額と率をお示しください。

○（財政）財政課長

一般財源の部分につきましては、まず主なものといたしましては地方交付税と市税となります。

地方交付税につきましては約156億6,900万円。そして、市税につきましては約135億2,700万円となります。合計で約291億9,600万円となります。また、それぞれの一般財源に占める割合につきましては、市税の割合は39.3%、地方交付税の割合は45.5%、それぞれ合わせますと84.8%となっております。

○高橋（克幸）委員

そうですね、一般財源のほとんどが地方交付税と市税だということになるかと思えます。なおかつ、地方交付税については約半分近くということになるかと思えます。

初めに市税について伺いますけれども、5年前の平成26年度と30年度との比較、総額でどのような変化になっているかお知らせください。

○（財政）市民税課長

全体の市税収入につきまして、平成26年度と30年度の比較として、100万円単位の金額でお答えさせていただきます。

26年度は134億8,800万円、30年度は135億2,700万円、金額にいたしまして3,900万円の増。26年度に対する30年度の割合が100.29%となりまして、ほぼ横ばいという状態になっております。

○高橋（克幸）委員

横ばいということですか。

それで、大きく三つに分けて、市民税と固定資産税、たばこ税、それぞれの比較ではどのような状況なのかお知らせください。

○（財政）市民税課長

私からは個人市民税と法人市民税、たばこ税についてお答えさせていただきます。

まず、個人市民税につきまして、平成26年度が43億8,300万円、30年度が43億2,800万円。金額にして5,500万円の減少、微減と申しますかほぼ横ばい、98.75%となっております。

続きまして、法人市民税ですが、26年度が13億7,400万円、30年度が13億6,300万円。これは金額にいたしまして1,100万円の減少、これもほぼ横ばいというふうになっております。

たばこ税でございますけれども、26年度が10億7,600万円、30年度が9億3,700万円ということで、1億3,000万円ほどの減少ということになっております。

○(財政)資産税課長

私からは、固定資産税の動きについてお知らせしたいと思います。

固定資産税につきましては、平成26年度と30年度の収入済額を比較いたしますと、26年度につきましては54億5,300万円に対し、30年度が55億9,000万円となっております。その差1億3,600万円ということで、増減率としては2.5%の増というふうになっております。

○高橋(克幸)委員

今お聞きしましたけれども、市民税については大体横ばいだというふうなことで伺いました。

固定資産税がプラス、たばこ税がマイナスということですが、見ますとついに10億円を切ってしまったのだというふうに思っております。5年前と比べて1億円以上減っているということですが、逆に固定資産税が1億円以上ふえていると。この増減の内容、要因というのはわかりますか。

○(財政)市民税課長

まず、個人市民税につきましては、賃上げに伴いまして、個人所得の伸びによりまして課税標準額がふえていることと、また、収入率が堅調に推移してございます。このことから、個人市民税におきましては人口減少の中におきましても、現在のところですが一定程度税収を維持できていると考えております。

続きまして法人市民税ですが、これは道内外の経済動向が横ばい、もしくは若干改善しているという状態でございます。法人ですから、本店が市外で小樽市内に支店があるというふうな場合も課税しますので、どちらかといいますと市外に本店を有する法人の業績が堅調であるため、その影響を受けての横ばいということになっていると考えております。

たばこ税につきましてはもちろん人口減少の要因もありますが、近年の健康志向、若者のたばこ離れということで減少になっているというふうに考えております。

○(財政)資産税課長

固定資産税の動き、若干増となった要因ということでございますけれども、御存じのとおり固定資産税については、課税客体として土地、家屋、償却資産という3本立てになっております。

それで、この5年間のそれぞれの増減とございますか、そういった動きを少し見ますと、土地、家屋については当然3年ごとの評価がえということがありますので、例えば土地については地価の下落傾向は残念ながらどうか、ずっと続いておりまして、そのために減少とございますか、落ちているという傾向にあります。

ただ一方で、償却資産を見ますと、この償却資産自体は小樽市内に事業所を置きます企業活動とございますか、そういったところの設備投資に左右されるという要素がございます。それが、この5年で見ますと、若干活況とございますか、ふえているという、そういうような傾向が見られることから、固定資産税総体としては、先ほど申しましたが1億3,600万円ほどの増となったというふうに考えております。

○高橋(克幸)委員

次に、市税収入率、現年課税分、それから滞納繰越分という縦分けで、平成26年度と30年度の比較、動向をお知らせください。

○(財政)納税課長

市税収入率の関係でございます。

平成26年度の現年課税分と滞納繰越分と合計ということで、まず現年課税分につきましては95.9%、滞納繰越分が6.6%、合計で72.3%。30年度におきましては、現年課税分98.8%、滞納繰越分3.6%、合計72.7%となっております。

○高橋(克幸)委員

この数字を見ますとプラス要素になっているわけですが、このプラス要素の要因というのは何でしょうか。

○(財政)納税課長

原因につきましては、納税課では平成24年度に組織を見直し、グループ制にしたことによりまして、滞納繰越の個別の滞納状況に柔軟に対応でき、さらにその体制をとってきたところで早期の納税交渉や滞納処分が可能となりまして、その結果として、現年課税分の収入率が向上したと。向上することによって、滞納繰越分に移行する数が大きく減ってきて、全体としては収入率が増加しているという状況でございます。

○高橋(克幸)委員

いずれにしても、人口が減っても何とか市税については横ばいで踏ん張っているという状況がわかりました。

次に、地方交付税です。

これも非常に課題だというか、懸念する点なのですけれども、最初に同じように平成26年度、30年度との比較で、地方交付税の総額、それから普通交付税、臨時財政対策債、特別交付税、それぞれの額をお示してください。

○(財政)財政課長

地方交付税の推移につきましては、平成26年度の総額は約189億9,900万円となっております。その内訳といたしましては、普通交付税が約157億7,600万円、臨時財政対策債が約22億4,600万円、特別交付税が約9億7,700万円となっております。

次に、30年度の総額につきましては約172億7,900万円となっております。その内訳につきましては、普通交付税が約146億8,800万円、臨時財政対策債が約16億1,000万円、特別交付税が約9億8,100万円となっております。

○高橋(克幸)委員

この地方交付税についてですが、法律で決まっていますけれども、交付税の算定式というのはどのようになっていますか。

○(財政)財政課長

交付税の算定式の部分につきましては、実際には基準財政需要額と、そして基準財政収入額の差によって不足している部分がまずは地方交付税として入ってくる形になります。ただ、その中につきましては、毎年度これは変わる部分があるのですけれども、それぞれの費目ごとの単位費用とか、測定単位とか、補正係数とか、いろいろな数字を掛け合わせることでそれぞれの数字を算出いたしまして、年度ごとの交付税を算定するという形になっております。

○高橋(克幸)委員

基準財政需要額、これが非常に大事なのですが、この基準財政需要額の算定式というのはどのようになっていますか。

○(財政)財政課長

基準財政需要額の部分につきましてはいろいろな項目があるのですけれども、例えば港湾費、教育費、下水道費、小学校費、中学校費とか、さまざまな項目がございます。それぞれの項目ごとに単位費用とか補正係数とかが設定されておりまして、それらを計算して積み上げたものが基準財政需要額という形になっております。

○高橋(克幸)委員

総務省の説明資料によりますと、今財政課長が言われたように、単位費用掛ける測定単位掛ける補正係数と、寒冷地だとかの場合はそういうことなのでしょう。

その説明資料の測定単位です。これを見ますと、要するに人口で非常に変わるのだと。測定単位は人口なのだというのが非常に多くなっていますけれども、これについてはどのようになっていますか。

○(財政)財政課長

確かに交付税を積算する際については、人口測定単位にしているものが数多くございます。

例えばなのですけれども、地域振興費とか、あとは高齢者保健福祉費など、金額の結構大きいような部分で人口

を基準として積算している経費というのがございます。

○高橋（克幸）委員

要するに人口によってこの数式が変わってくるので、金額が当然変わるということによろしいですか。

○（財政）財政課長

スタートになっている部分を人口としているものが数多くございますので、実際には基準財政需要額を計算する際においては、その影響というのは当然あるかというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

各市でもそうなのですが、人口減少によって地方交付税の減少があるのだろうというふうに思われます。それでは何を人口の基準にするのかというのはわかりますか。

○（財政）財政課長

5年ごとに行われます国の国勢調査による人口を用いております。

○高橋（克幸）委員

それは、この10年間で何年度と何年度でしょうか。

○（財政）財政課長

この10年間ということ言えば、平成22年度の国勢調査と27年度の国勢調査が該当いたします。

○高橋（克幸）委員

それで気になるのが、人口が減って急激に交付税が減らされると自治体にも大変な影響が出ますから、それを調整する、そういう制度があるようではございますけれども、これについてはどのようになっていますか。

○（財政）財政課長

今委員がおっしゃっている部分なのですが、それは人口急減補正というものがそれに該当いたします。人口が減少していても、実際の行政規模についてはその人口減少と同じペースで減らすわけにはいかないことから、交付税の中の基準財政需要額の中で、先ほど私がお話しいたしました地域振興費や高齢者保健福祉費などにおいて、国勢調査人口の減少を次の国勢調査までの5年間で段階的に緩和する対応がとられております。

○高橋（克幸）委員

具体的に言うと、割合の数字はどのようになりますか。

○（財政）財政課長

実際に減少する人口の割合についても変わってくるのですが、計算式自体はかなり複雑な数字の積算にしておりまして、明確に幾ら幾らということはお話しできないのですが、ただ、5年間でその影響を緩和するという形になりますから、5年間で例えば1万人ぐらい人口が減ったのだとしたら、大体緩和される率は2,000人減るぐらいの率に応じた形で数字上の積算はされているものと考えております。

○高橋（克幸）委員

そうすると、5年間で100%とすると、20%ずつ減額されるという考え方でいいですか。

○（財政）財政課長

中の計算式の係数については毎年度変わってくる部分はございますが、基本的な部分は委員のおっしゃられるとおりかと考えております。

○高橋（克幸）委員

もう一つ気になっているのが臨時財政対策債です。これは私が1期目の議員のときにできた制度だったと記憶していますけれども、もう十数年たっていて臨時というのは非常に不思議だと思っているのですが、なぜ臨時とついているのか説明をお願いします。

○（財政）財政課長

もともと臨時財政対策債の考え方なのですけれども、平成12年度とか13年度ごろの交付税特別会計の部分で、なかなか地方にその部分の交付税の原資というのが確保できなくなってきたということから、各自治体に、本来であれば国が負担する部分なのですが、その部分の一部、地方交付税額の一部を地方自治体のところで借り入れをしていただいて、後日、後年度に支払う元利償還金の部分については、普通交付税の算定の中に100%算入するというところで、当時制度として臨時でスタートしたのですけれども、国にはなかなか交付税会計の部分も潤沢にあるわけではございませんので、臨時という名前についてはありますが、13年度の借り上げの部分から、毎年度その制度が現状でも続いているような状況でございます。

○高橋（克幸）委員

要するに、各自治体で借金をしてくださいと。それは後で国が面倒見ますよということです。後払いみたいな話ですけれども。

ただ、ここでわからないのが、では後年に交付税措置すると言っていますが、実際に前年度のものが100%入るのだったら問題ないのですけれども、国では相当スパンを置いて、細かく返していくような、入れていくような、そういう記憶があるのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○（財政）財政課長

臨時財政対策債の部分につきましては、これは借り入れですから地方債という形になるのですけれども、基本的な償還年限につきましては20年間という形になります。これについては、財政融資とか金融機構とかの政府系の金融機関も一部使っておりますし、それ以外に銀行の縁故債という形で借り入れしている部分もございます。ただ、これらも全て、償還期間につきましては基本的に20年ということで対応させていただいております。

○高橋（克幸）委員

懸念するのは、交付税措置される、そして、いろいろ財政運営していく中でタイムラグが生じて、地方にとってマイナス要素はないのかという懸念があるのですが、これはいかがですか。

○（財政）財政課長

実際に地方債を借り入れする際については、私たちのところで公債台帳というのを整理しております。その中で、毎年度の償還していく元利償還金の部分についても数字を押さえておまして、その数字を国に基礎数値として報告させていただいております。それに基づいて臨時財政対策債にかかわる基準財政需要額に算入される数字も積算されてきておりますので、タイムラグということも生じませんし、国で100%、その部分については基準財政需要額に算入されているものと考えております。

○高橋（克幸）委員

交付税は、よく色のついていないものだという話になりますけれども、これは、基準財政需要額に臨時財政対策債の項目はきちんとあるのでしょうか。

○（財政）財政課長

交付税の算出する資料の中にも臨時財政対策債の項目はきちんとございますので、その点につきましては問題ないというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

もう一つ懸念がありますけれども、この臨時財政対策債は地方債ですから、どんどん毎年累積されていると思います。平成30年度累積額はわかりますか。

○（財政）財政課長

済みません。手元に数字のものを持ってきていなくて、後ほどお知らせしたいと思います。

○高橋（克幸）委員

大体210億円だというふうに記憶をしております。何を懸念しているかという、地方債ですから市債の残高に乗ってくるわけです。そうすると、財政運営上、その臨時財政対策債も借金であるというふうになってくると、財政運営上不利な点、マイナス影響が大きいのではないかとというふうに考えているのですが、この点はいかがですか。

○（財政）財政課長

済みません。先ほどの臨時財政対策債の残高の部分につきまして、委員から大体210億円ではないかとお話がありまして、確かにそのとおりでありまして、財政の概況にもございますけれども、210億6,600万円が平成30年度末の残高という形になっております。

それで、御質問の部分で臨時財政対策債の割合が高くなってくると、実際に一般会計なり特別会計、企業会計におけるそれぞれの起債の部分にもいろいろ影響が出てくるのではないかとということなのですけれども、まず、影響の出ってくる部分といえば、実際、公債費比率は、臨時財政対策債がふえてくるとその率は高くなってくる形になります。

それで、実際の各事業を行う場合、いろいろ建設事業とかの財源に当然起債というのは使われるのですけれども、その部分については、臨時財政対策債のその部分の金額がふえたから、ほかのところの起債の借り入れに大きく影響するという事はないというふうに考えております。

○財政部長

委員がおっしゃるのは、臨時財政対策債を後年度に償還するときにその部分が財政に影響するのではないかとという趣旨の質問かと思えます。臨時財政対策債につきましては、償還する額が全額基準財政需要額に算定されますので、その分は交付税で全額措置されるというふうな考え方になってございます。

○高橋（克幸）委員

財政部長の答弁は少し違うのです。私が聞いているのはそうではなくて、市債として残高でどんどん膨れ上がっていくわけですね。いろいろと事業を行うときに、起債部分が影響あるのではないのですかと聞いたのです。財政課長はないと言ったけれども。そういうことでもいいのですか。

○（財政）財政課長

先ほど答弁させていただいた際に、実際、臨時財政対策債がふえてくると全体としての公債費比率が高まる懸念があるということは、まずお話しさせていただきました。それで、各事業を推進するに当たって、いろいろ補助金とか起債とかを使われる形になるのですけれども、ここの部分の臨時財政対策債の残高がどんどんふえてくるからといって、建設事業をする部分においては、当然必要な事業というのは進めていかなければならないわけですから、その部分で公債費、借り入れするものほかの事業とかに影響がこれで出てくるのかということについては、基本的にはそれはないものというふうに考えております。先ほどの繰り返しになって申しわけございませんが。

○高橋（克幸）委員

なかなか私にはすんと落ちないので、また勉強させてもらって、質問させてもらいたいと思います。

それで、非常に懸念しているのは、市税は何とか横ばいできている。でも、今の議論の中で、地方交付税は減っていているわけです。そうすると、先ほどの地方交付税の算式でいくと、基準財政需要額があって、収入額を引くわけです。税は横ばいで、需要額が人口減少で減るとなると、当分その差額というのは減っていくわけです。なので、当然減っていく、減少傾向というのはとまらないわけです。

これについては、これからますます国勢調査があるたびに進んでいくのではないかとというふうに思っているのですが、これはどのように思いますか。

○（財政）財政課長

確かに委員のおっしゃるとおり、交付税の部分の積算に当たっては国調人口を主に単位として使っている部分と

かもございますので、影響というのは当然出てくるかと思えます。その点でいったら少しずつ国の出口ベースの部分の交付税の総額においても、平成26年度と30年度を比較すると、国の出口ベースでは22.5兆円だったものが、30年度の出口ベースでは20兆円ということで、そこで約11%国の交付税総額も落ちているような状況でございます。ここの部分は当然、地方の経済活動のところが全体的に景況感がよくなって行って、地方で税がある程度入ってくるだろうということを前提とした数値なのですけれども、国のそういう動向もございまして、本市としては、当然人口減少という問題も抱えているものですから、その点でいけば税が余り変わらない、ただし、人口の部分が落ちてくるとい形になれば、議員のおっしゃるとおり、交付税として入ってくる実入りの部分というのは年々少なくなってくるという形が当然想定されますが、交付税はやはり地方にとって大切な一般財源という形になっておりますので、その総額の確保につきましては、今後とも北海道市長会なり全国市長会を通じながら、その総額の確保ということについては私たちが努力していかねばならない、そのように考えております。

○高橋（克幸）委員

最後になりますけれども、要するに歳入が減ってくるとなると、何がしか考えなければならぬわけです。では、小樽市として財源対策をどのようにやってきたのかというのがこの決算で問題になるかと思うのですが、直近5年間で、市としてこういうものがプラス要素なのだ、こういうことを財源対策でやってきたというのがあればお聞かせください。

○（財政）津川主幹

本市が行ってきました財源対策としましては、従来からも続けております市税の徴収業務に地道に取り組んでいます。その結果として、市税における現年度の収入率の上昇につながっているものと考えています。また、ふるさと納税による本市への寄附の拡大を図るため、寄附に対する返礼品をより魅力のあるものにするなどの取り組みも行っております。

今後とも、昨年度に策定しました収支改善プランの取り組みを進め、歳入の確保と事務事業の見直しに努め、収支の改善を図っていきたくと考えております。

○高橋（克幸）委員

具体的な数字がなかったのでお聞きしますけれども、では、ふるさと納税というのはこの5年間でどのように変化してきたのか。プラスになってきたということですから、今数字はわかりますか。

○（財政）津川主幹

ふるさと納税については確実に伸びてはいるのですけれども、申しわけありません、今数字を手元に持ってきていなかったものから、改めて御説明させていただきたいと思えます。

○高橋（克幸）委員

これは財政部に聞いてもなかなか難しいかと思えますけれども、市の施策になるわけですから。ただ、市長がここにいらっやしませんので、総務部長に聞いてもいいですか。この財源対策について今までいろいろやってきたと思うのですけれども、余り今後のことになると、また予算になってしまうので聞きませんが、考え方だけでも、ではどうやって交付税が減っていく中で小樽市として財源対策を、できれば具体的に、いろいろ観光税だとかなんとか今言っていますけれども、何がしか考えているものがあればお聞かせください。

○総務部長

やはり、総務部といたしましては、考え方の一つとしては総合計画をつくりました。総合計画の中で、先ほど委員もお話ししていましたが、人口減というのが非常に大きく響くということでもありますので、まずは人口対策ということが一番の目標にしまして総合計画をつくりましたので、何とか人口対策、これが一番を考えていきたいというふうに考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。
この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時51分

再開 午後3時13分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。
立憲・市民連合に移します。

○面野委員

◎固定資産税について

それでは、先日の引き続きになります。財政についてお伺いさせていただきたいと思います。

先ほども少し触れられていたのですが、固定資産税の償却資産が対前年度比で13.6%と、平成30年度の決算が突出していたのは設備投資等があったという御見解を述べられていたのですが、この固定資産税の性質についてなのかもしれませんが、私としましては、最近小樽市内、観光客向けにホテルが建ったりですとか、あとは大型の商業施設の再建計画というか、再建支援が整って、いろいろ今後、固定資産税なども入ってくるのかなとか、あとは石狩湾新港地区にエネルギー施設が稼働したりとか、固定資産税に対しての明るい兆しというか、そういったものがあるのかと思っているのです。

例えば今、石狩湾新港において洋上風力発電所の計画などが予定されているのですが、洋上にあるものに対しての固定資産税というのはどういうふうなものになるのかという見解というか、説明をお願いしたいのですが、

○（財政）資産税課長

委員から今お話のありました洋上風力発電所に係る税収についてですが、基本的なものから言いますと、先ほども少しお話をさせていただいたのですが、課税対象としては土地、家屋、償却資産があると。その3区分であるということは少し説明をさせていただいたのですが、こういった発電設備は大規模になりますが、こういったものについては、まずは償却資産としての課税対象になるというふうに認識しております。

○面野委員

エネルギー関係は、太陽光とか、設置する、しないの議論はあると思うのですが、まずは償却資産で見ることができるといってお伺いしたのですが、ちなみに、平成30年度の固定資産税を含めて、洋上で何か設備を設置されたものに対する税というのは含まれているのですか。私がぱっと思い浮かぶには、防波堤とかテトラポットという、いわゆる民間が設置したものではないのかというふうには思うのですが、そういったようなものというのはあるのでしょうか。

○（財政）資産税課長

洋上の意味合いというのも少しあると思うのですが、例えば、港湾施設で岸壁とかそういう場合洋上というかどうかという考え方から入ってしまうのですが、民間の方に納めていただく税なので、公共の部分では非課税というところはございます。

それで、小樽の海岸線を含めまして、洋上、恐らく少し沖合に位置しているものというイメージだと思うのですが、申しわけありません、そういったことでの統計というか区分をしたことがないので、持ち帰って考えてみたい

と思います。

○面野委員

固定資産税の償却資産が13.6%、1億数千万円伸びているのですけれども、ちなみにこの税収増というのは、今後も期待できるものという認識なのかお答えいただけますか。

○（財政）資産税課長

償却資産というような、そういう枠組みでよろしいでしょうか。先ほども申しましたけれども、土地、家屋はいろいろ3年ごとの評価がえ等もありまして、恐らく下になっていくということは説明をさせていただいたのですが、償却資産に係る部分については設備投資の動向でいろいろと変わるものですから。あと、実際にどのような規模の投資がされるかということも含めまして、投資に関しましても、実際に企業としてどの程度の額が資産計上されるかという部分にかかわってきますので、これまでの対前年度増減を見ましても、いろいろ上がったり下がったりという、そういうことになっております。

当然市としては、税収増につながるということで、設備投資が活況であればあるほど税額も多くなるというような考えでよろしいかと思うのですが、それについては設備投資の増減ということで、なかなか上がります、下がりますということはいえないということでございます。

○面野委員

なかなか継続的に見込めないような不安定というのが、言い方が正しいのかあれですけれども、税収増は、今後も期待できる可能性はわからないということだったのですが、先ほど私も例示させていただきましたけれども、いろいろ大きな施設が建ったり、運営が通常モードになったりと、多分企業立地の免除制度などというのも利用されていると思うので、細かく言うと何年先かにはなるのかもしれないですが、一応そういったような動きもありますので、今後におきましても固定資産税の部分、民間企業の努力の部分だったりもあると思うので、しっかりと私も、注目していきたいというふうに思っております。

◎入湯税について

次に、入湯税についてお伺いしたいのですけれども、徴収率が100%ということなのですが、入湯税とはどのような税金なのか、法令、条例に関しての内容も含めて御説明をお願いいたします。

○（財政）市民税課長

入湯税についてということですが、まず、これは鉱泉浴場、すなわち温泉浴場における入湯行為に対して市町村が課税する税ということになっております。こちらは地方税法第701条と小樽市税条例第122条に定めておりますが、これは普通税とは種類を別にいたしまして、特定の人のために徴収する目的税という位置づけで課税賦課している状況でございます。

○面野委員

目的税ということなのですが、ちなみに現在は幾つの施設が課税対象となっているのでしょうか、お示しください。

○（財政）市民税課長

平成30年度末時点でございますが、課税対象施設は12となっております。

○面野委員

12の施設で、決算説明書には宿泊の場合150円、日帰りの場合100円で、それぞれの人数も示されていますが、この12の施設に対してどのように賦課して徴収をしているのか、業務の部分なのですけれども、その部分についてお示しいただけますか。

○（財政）市民税課長

賦課徴収の事務処理ということですが、今委員がおっしゃったとおり、納税義務者は温泉施設のある施

設の入湯客、これが納税義務者でございます。税額は宿泊が150円、日帰り客は1日100円となっております。これをどうするかといいますと、鉱泉浴場を経営する方が特別徴収義務者となりまして、1カ月分の税額をまとめまして、翌月15日までにまとめて市に申告して納付する申告課税による特別徴収という方法で賦課徴収しているということでございます。

○面野委員

ちなみに、その12の施設、鉱泉源の施設は温泉だと思うのですが、どういうふうに事業者を探すというか、事業者から申請されてくるのか、それとも、小樽市がここにも温泉があるから課税の対象になる施設ではないかというような、新しく特に施設ができた場合というのは、どのように課税する仕組みになっているのかお聞かせいただいていいですか。

○（財政）市民税課長

追加で新設された場合ということを主眼にお話ししますが、もちろん観光セクションであったり、あとは温泉を許可します北海道知事を経由した保健所であったり、連絡を密にしまして、開業の情報があったりする場合はそれぞれ事前に把握いたしまして、開業する数カ月前、相手側の負担にならないようなタイミングで徐々に連絡して、特別徴収義務のお話をしているというところでございます。

○面野委員

それでは課税額、先ほど私も説明させていただきましたけれども、宿泊で150円、日帰りで100円ということなのですが、この課税額ですとか、先ほど特別徴収義務者の御説明をいただきましたけれども、その辺は小樽市独自の制度となっているのでしょうか。

○（財政）市民税課長

課税額というか、入湯客1人1日150円というのが、もともと地方税法第701条の2で150円を標準とする旨の標準税率というのが定められております。ただ、各市町村におきましては、財政上その他必要な場合は、異なる税率を採用できるという裁量が認められております。

道内他市の場合で申し上げますと、宿泊の税率は150円というのが、本市を含めて8割強が150円というふうに設定しております。日帰りにつきましては、標準税率の150円のままが1割ほどでありまして、本市を含めて9割ぐらいが100円以下、宿泊よりも日帰りを低く設定しているという状況でございます。

○面野委員

それでは、この入湯税の平成30年度決算では約2,400万円が収入として入ってきているのですが、こちらは目的税として区分されていますが、こういったような使途に使われていますか。

○（財政）市民税課長

その前に、先ほどの質問で、徴収方法も独自かということがありまして、私少し答弁を漏らしておりましたので、お答えさせていただきます。

徴収方法ですが、本市は市税条例で特別徴収の方法によって徴収するというふうに規定しておりますが、これももともとは地方税法におきまして、この方法、特別徴収によらなければならないと規定されておりますので、徴収方法につきましては全国一律であると考えております。

そして、ただいまの質問ですが、目的税として区分されております使途ということでございますけれども、使い道なのですが、これは地方税法の規定によりまして、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光施設の整備を含んだ観光の振興に充てるとされておまして、本市におきましてもこれらの使途に使われております。

○面野委員

結構幅広い分野というか、行政の中の施設などに使われているのかというふうに思いましたが、少し目安は難し

と思うのですけれども、平成30年度の収入額でいう2,400万円強のお金ですが、ただいま御説明いただいた使い道、結構幅広いのですけれども、十分に金額として足りているかどうかという、少し難しい質問かもしれないのですが、いかがでしょうか。

○（財政）財政課長

先ほど、市民税課長から答弁させていただきました、地方税法に定められた入湯税の用途につきましては、それにかかる費用について、これらの事業を推進するためにかかる経費の全てを入湯税で賄わなければならないということではございませんけれども、本市の入湯税はやはり2,400万円とか、ある一定の大きさの金額が入ってきておりますので、その役割は果たしているのではないかというふうに考えております。

○面野委員

何でもかんでも足りないから税率を上げればいいという話ではないのですけれども、今、観光税の話もいろいろなところで話されていますので、やはりこういったような用途を明確にして、どのように使われているのかというところも大切なのかと思い、少し話を聞かせていただきました。

◎教育費の対前年度伸び率について

次に、一般財源の使われ方というか、充てられ方なのですが、教育費、先日の初日にお聞かせいただいたのですけれども、山の手小学校の建設費がなくなった分で40%ほど縮小しているということなのですが、一般財源の充当額も15億四千何がして、パーセントでいうと5.8%、対前年度伸び率マイナスになっているのですけれども、これの主な要因というのを御説明いただけますか。

○（財政）財政課長

当然、各年度における事業内容についてはそれぞれ違いがございますが、平成30年度について言えば、教育費の部分につきましては事業費ベースで約13億200万円、対前年度比でマイナス40.4%となっております。これは主に、先ほど委員からも山の手小学校の話が出ましたけれども、小学校の建設事業が終了したことによるものが主な要因ではございますが、建設事業については、その多くの費用が市債なり補助金ということで、それらの特定財源でかなりの部分が賄われておりますので、事業が終了したことによって全体の事業費というのは大きく減少したのですけれども、一般財源としての影響額はそれほど大きくは生じなかったのではないかというふうに考えております。

そのほかにも、いろいろ教育部では事業を進めておりますので、その中で当然増減とかがございますから、その中で、トータルで見たときには、教育費の一般財源はマイナス5.8%になったというのが今回の決算の結果となっております。

○面野委員

◎総務費について

それでは次に、総務費です。総務費についても、額はそんなにパイは大きくはないのですが、パーセントで言うと対前年度比の伸び率が11%伸びているのですけれども、こちらについても要因はどのようなものだったのかお示しくください。

○（財政）財政課長

総務費の部分で約11%増額になっている部分というのは、一般財源の部分ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

この要因の部分につきましてはいろいろございますけれども、例えば財産管理費の部分でいけば、公共施設の個別施設計画、こちらの部分とか閉校した小学校にかかる経費、これらがかさんでおります。そのほかには、企画費の部分ではふるさと納税の関係経費、そして戸籍住民基本台帳費の部分では住民基本台帳ネットワークシステム機器更新事業費、そして最後に市長選挙費の部分については、市長選は全部一般財源の形になりますから、この部分が大きく伸びたことによって、トータルとしての一般財源の充当額というのが伸びている、そのような状況にな

っております。

○面野委員

額にすると1億円ぐらいのもので、やはり市長選というのは4,000万円強かかっているの、かなりの大きなウエイトを占めているのだなという認識をさせていただきました。

次に、経常収支比率について1点だけお伺いしたいのですが、内訳を見ると扶助費と公債費の比率が減ったことによって若干改善が見られたのかというふうに私の印象は受けたのですけれども、97.7%、一応10市の中でも何とか一番下ではなくなったのかというふうに見たのですが、今後この改善の傾向は続くと考えているのでしょうか。

○（財政）財政課長

経常収支比率につきましては、前年度と比べまして1.8ポイント確かに改善しております。ただ、この部分の要素として結構大きい部分が、扶助費の部分が減少した部分、これが結構大きい要素となっております。ただ、扶助費の中には生活保護費などの国庫支出金の超過交付額がこれには含まれておりますので、それが全体として経常収支比率の引き下げにつながった面がありますことから、減少傾向が今後も続くというふうには考えておりません。

ただ、今後に向けては、やはり市税や交付金とかは伸びておりますが、普通交付税は減少するなど、一般財源の収入が伸び悩んでいく中での人件費の部分については、今回経常収支比率を計算する上では増加しております、この経常収支比率を下げるというのは当然容易なことではございませんが、市税などの一般財源の確保と経常経費の節減を図りながら、その改善に向けて今後とも努力していきたいというふうに考えております。

○面野委員

そうですね。やはり経常収支比率がこれだけ高いと、政策的にも硬直化、投資的な政策もできないと思うので、やはりこの部分もしっかりと課題の一つと認識していただいて取り組んでいただきたいというふうに思います。

◎港湾整備事業特別会計について

それでは次に、港湾整備事業特別会計について最後にお伺いしたいのですけれども、平成29年度のおよそ6億円から30年度は財政規模が約10億円拡大して16億円弱となりましたが、この要因は、中央5号上屋の整備事業とひき船建造事業が主なものと考えられるのですけれども、まず、新築された上屋の単年度の見込み使用料、それから、この約6億3,000万円起債をしたわけなのですが、こちらの財源措置について御説明をお願いいたします。

○（産業港湾）港湾業務課長

新築上屋の単年度の使用料につきましては、約1,200万円を見込んでおります。また、新築上屋の事業費6億3,150万円の財源措置につきましては起債を利用しておりますけれども、その中身につきましては港湾整備促進法に基づく企業債が半分、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎対策事業債が半分でございます。

○面野委員

ただいま、約1,200万円使用料の見込みということでお示しいただいたのですけれども、これは100%使用されたときのということでしょうか。まず、これは何月から稼働されていたのですか。

○（産業港湾）港湾業務課長

上屋の運用につきましては、平成31年4月1日から運用しております。

○面野委員

それでは、今年度の4月ということだったので、見込みの約1,200万円というのは、全て埋まった状態で約1,200万円使用料が入ることなのか、それとも、平成30年度の時点で単年度約1,200万円という見込みでつくられたのか。どういったような積算だったのでしょうか。

○（産業港湾）港湾業務課長

単年度の約1,200万円の収支見込みでございますけれども、新築上屋の全ての面積を使用させていただくことを前提で使用料を見込んでおります。

○面野委員

市債が約6億3,000万円なので、ざっくりと計算すると、50年ぐらいで元がとれるという言い方が正しいのかわかりませんが、結構な起債と使用料が相当額あるのだというふうに認識をさせていただきました。

それから、次にひき船建造事業費の工事費は3億2,400万円というふうに伺っているのですが、こちらも単年度の使用料、経費を除いて利益の部分の使用料は単年度で幾らぐらいの見込みがあるのか。

それから、3億2,400万円に対する財源措置について御説明をお願いいたします。

○(産業港湾) 港湾業務課長

新造されたひき船の単年度の収支でございまして、ひき船建造計画当初の収支見込みは、ひき船を30年間使用する計画で収支を計算しております。単年度の収支は約500万円の赤字となります。また、新造船の起債については、上屋と同様に機能債が半分、過疎対策事業債が半分の利用となっております。

○面野委員

それでは、最後に一言だけ要望させていただきますが、やはりこの二つの事業なのですが、使用料が見込めるということで、上屋はマックスで約1,200万円ということで、今どのぐらい稼働されているのかはわかりませんが、この約1,200万円が何とか使用料で収入として入るように、または約1,200万円を継続できるようにいろいろ企業にも努力していただきたいと思っておりますし、ひき船は500万円赤字ということで、これは以前の経済常任委員会でもお話しはあったのですが、やはりこれも使用してもらえればしてもらいほど使用料はふえると思っておりますので、その辺の有効利用、有効活用に向けて、港湾室の皆さんで一丸となって頑張りたいというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

○(産業港湾) 港湾業務課長

上屋及びひき船につきましては、今後小樽港に入港する貨物船などのポートセールスにより船舶が増加するものと考えております。また、ひき船につきましては上屋と同様に、ポートセールスにより小樽港に入港するクルーズ船などの船舶が増加するものと考えておりますとともに、石狩湾新港で北電のLNG発電所1号機が稼働しておりますが、今後2号機、3号機の稼働も予定されていることから、石狩湾新港にLNGタンカーの入港隻数が増加し、ひき船の使用実績についても今後増加するものと考えております。これにより、今後ひき船使用料の収支が改善するものと考えております。

○佐々木委員

◎妙見市場について

それでは、最初に妙見市場について伺いをします。

於古発川店舗C棟について、廃止に向けて使用者と協議というぐあいに公共施設再編素案にも載っています。廃止に向けてという言葉がありましたので、この決算の中からその辺のところについて探ればと思って話を伺わせていただきます。

妙見市場にかかわる決算について、説明をお願いします。

○(産業港湾) 商業労政課長

平成30年度決算につきまして、歳入は64万8,000円で、これは全て賃料となります。歳出は154万2,112円。内訳としましては、光熱水費、修繕料、管理業務委託料、あとは屋根の雪下ろし排雪業務の委託、こういった内訳になってございます。差し引きで89万4,112円のマイナスとなっております。

○佐々木委員

大体、年間90万円ぐらいの赤字があるということになりますね。現在、少ない店舗で土曜日などにイベント開催などをして、非常によく頑張っているらしいです。外からあの建物を見ても、小樽の市場建築として独特の景観

を持っているというふうに思うのですけれども、この廃止に向かう理由というのはどういうところにあるのかお聞かせください。

○(産業港湾) 商業労政課長

廃止に向かう理由でございますが、河川上に位置しておりまして、また、老朽化が著しい建物であるということが理由でございます。

○佐々木委員

老朽化だけが理由であれば、小樽の建物はみんな廃止しなければならないことになるのですけれども。

ちなみに、使用者との協議というのは具体的に進んでいるのでしょうか。

○(産業港湾) 商業労政課長

現在、於古発川店舗C棟を利用されている各店舗なのですけれども、これは全て妙見市場商業協同組合にお貸ししているものでございますので、組合と協議をしてございます。平成30年11月27日に第1回目の協議を開始しまして、現在まで合計4回の協議を実施しております。

28年12月に策定しました公共施設等総合管理計画において、老朽化が進んでいる施設は利用状況、市民のニーズを踏まえ、今後のあり方について検討するというようになっておりまして、小樽市全体の公共施設等に係る検討状況、於古発川店舗の検討の方針、店舗の利用状況、建物の状態、於古発川店舗の維持管理費用にかかるこういったことにつきまして、組合に説明して協議を行ってきたところでございます。

協議の中では、組合からは、全国のほかの地域にも川の上にある市場があるのではないかとか、今の建物を改修はできないのかととか、そういった御質問などをいただいております、それにつきまして説明してきたところでございます。

○佐々木委員

これからも、そうした使用者の皆さんの思いや何かをよく酌み取った上で話を進めていっていただければと思いますが、最後に何かあればお願いいたします。

○(産業港湾) 商業労政課長

妙見市場商業協同組合の組合員であります各店舗の経営にかかわることありますので、組合の意向を確認しながら丁寧に対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

○佐々木委員

◎さっぽろオータムフェストについて

次に、さっぽろオータムフェスト2018、事務執行状況説明書の26ページに出ておりますけれども、昨年の小樽からの参加出店状況、対応について説明ください。

○(産業港湾) 商業労政課長

まず、さっぽろオータムフェスト2018について少し説明させていただきますけれども、昨年度開催されましたオータムフェスト2018は、全部で8会場、そのほかに特別会場が1カ所ございまして、8会場のうち道内各市町村のPR、あとは地域振興活性化、こういったことを目的としまして、8丁目会場というのが設けられております。この8丁目会場には、小樽市から2ブース、3店舗が出店をしておりまして、出店された企業は株式会社小樽飯櫃、株式会社アレフ、これは小樽ビールです。株式会社桑田屋、この3社が出店をさせていただきます。

出店状況なのですけれども、小樽飯櫃は1ブースをそのまま単独で出店しておりまして、開催期間の9月7日から30日まで、いわゆる通期で出店をしてございます。株式会社アレフと桑田屋は、1ブースに共同で出店をされておりまして、第1期目の9月7日から11日まで、第2期の9月14日から18日までに出店されるということで申し込みをされましたけれども、昨年9月6日に発生しました北海道胆振東部地震の影響によりまして、会期前半の一部が少し変更されているところでございます。

あと、出店の申し込み方法、どういう形で出店するのかということなのですけれども、主催者でありますさっぽろオータムフェスト実行委員会に申し込みすることになりまして、実際には会場管理者となります民間の会社があるのですが、ここが用意する申し込みサイトに、基本的には市町村ですとか観光協会などの団体が申し込みをすることになっておりまして、小樽市の場合は小樽物産協会が窓口となりまして出店の申し込みをしているところとなっております。

○佐々木委員

昨年のオータムフェストは3店出店で、その成果というのはどのように捉えておられますか。

○（産業港湾）商業労政課長

2018年、昨年は地震の影響もありまして、172万人ということで来場者の発表がございましたけれども、その前年、2017年には200万人を超える来場者が記録されておりまして、さっぽろオータムフェストは北海道を代表する国内最大級の食のイベントであるというふうに認識してございます。

各店舗が出店する際には、小樽市の観光ポスターの掲示などもお願いしておりまして、店舗の前面に小樽市と記載されたブースにおいて、水産加工品ですとかお菓子、地ビールといった本市の魅力ある地場産品を、札幌市民はもとより道内外の来場者に提供いただくことで、広く小樽市の物産及び観光の魅力を発信していただいていると、そのように認識しております。

○佐々木委員

非常に大きな成果があるということなのだと思うのですが、余りことしのことを言うと怒られるのですけれども、ことしも期待をしてオータムフェストの視察に行ってみりました。ところが、ことしは小樽のブースが見つけられなかったのです。どのような対応になっていたのかお話しいただけますでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

今年度も小樽物産協会が窓口となりまして出店希望の会社を参加募集しましたけれども、出店を希望する市内の企業はなかったということになっております。

○佐々木委員

出店しなかった理由というのがどの辺にあったのか。また、今後これについてどういう方針でいるのかだけお聞かせください。

○（産業港湾）商業労政課長

まず、参加がなかった理由でございますが、参加される企業は出店の経費ですとか、人の確保ですとか、あとは同じ時期にほかでもいろいろとそういった販売の機会などがありますので、そういったものを総合的に判断されて、出店をする、しないと判断されているのですけれども、今回はそういったことから参加を希望する企業がなかったものというふうに考えております。

また、今後の方針についてですけれども、さっぽろオータムフェストにつきましては本市の物産観光の魅力を発信できる機会であるというふうに捉えておりますことから、次年度も同様に開催される場合につきましては、市内企業が参加するための機会の確保は必要であるというふうに考えております。

○佐々木委員

昨年に行って、やはり小樽のブースがあるということが、こちらも行って非常に心強く思いましたし、ことし行って全く小樽がないというのが、はっきり言って異常な感じなのです。ほかの余市町とか近くのまちが全部並んでいるのに。きちんとそこに小樽があるという状況が非常に小樽のまちを元気づけることにもなりますし、あれだけの人数が来る中で、小樽の宣伝にも果たす役割というのは大きいと思いますので、何とか小樽でできることをやっていただければというふうに思います。

◎アンテナショップ展開事業について

続けて、三つ目のアンテナショップ展開事業についてお聞きをします。

同じく、事務執行状況説明書の26ページの中に「東京都板橋区「ハッピーロード大山商店街」が運営する「全国ふる里ふれあいショップとれたて村」に小樽の地場産品（109品目）を出品」とあります。この事業は、今年度から見送られているということです。私たちの会派は、この事業を開始のときに視察に行き、それから、とれたて村の代表の方に電話でどんな状況なのかというのは時々お話を伺ったりしていたものですから、そういうところで、きっと経済常任委員会とかでは聞かれていると思うのですが、私もしっかり聞きたいと思いましたので、どうかお話をお願いいたします。

まず、本事業の目的と、開始から終了までの経緯について、簡単でよろしいので説明をお願いします。

○（産業港湾）商業労政課長

まず、事業の目的でございますけれども、小樽産品の販路拡大ということになりまして、とれたて村での販売を通じて、首都圏での継続的な小樽産品のPRと商品ニーズの把握を実施するというのが目的でございます。

開始から終了までの経緯でございますけれども、このとれたて村は平成17年に始まっていますが、大山商店街は結構な来場者数があるということで、小樽市もそこに目をつけまして、あとは出店にかかる経費が比較的首都圏では安いということもございまして、とれたて村の販売量ですとか、売れ筋商品ですとか、そういった情報収集に努めたところでございます。その結果、19年度には第3回定例会におきまして予算を計上しまして、19年10月にオープンしたところでございます。

売り上げのピークが21年度は約365万円を売り上げたのですが、その後は減少傾向で、27年度の売り上げがピーク時の半分ということになったものですから、いわゆるアンテナショップの機能低下というのが懸念されたところでございまして、28年度以降いろいろとニーズの高い商品の提案等も試みたのですが、そういった改善の効果というのが限定的であったことから、市内の製造業者に我々はアンケートを実施しまして、とれたて村の効果について確認したのですが、首都圏でのPR、消費者ニーズの把握ができていくかについては、なかなかいいお答えとございますか、どちらかという否定的な意見が多かったものですから、最終的に事業終了を判断したところでございまして、30年9月に解約に向けて正式に申し入れをしたところでございます。

31年2月には市長が直接大山商店街を訪問しまして、今までいろいろと御協力いただいたことについてお礼を述べたところでございますけれども、ことしの3月31日に出店を終了したという経緯になってございます。

○佐々木委員

残念ながら終了ということですが、本事業を続けてきた意義とか、成果、それから小樽の参加してきた業者の皆さん、それから物産協会の関係者の皆さんの感想等がありましたらまとめてお願いします。

○（産業港湾）商業労政課長

この事業の意義でございますけれども、本市の人口減少、これに伴う経済規模の縮小、こういったことが懸念される中で、市内企業の継続的な活動におきましては、域内外において販路を確保するということが必要だというふうに考えてございます。域内においては、観光客を中心とする交流人口の消費をしっかりと捉えるということが重要だというふうに考えておりますけれども、域外で稼ぐ、いわゆる外貨を獲得するための販路開拓、拡大というのは重要でございまして、こういった状況から、首都圏における小樽産品の販路拡大を目指してとれたて村に出店したというところでございます。

この事業の成果ですが、少し繰り返しになる部分があるかもしれませんが、とれたて村での販売を通じまして、首都圏の消費者に対する小樽産品のPRができたというふうに思っておりますし、また、首都圏、大山商店街ということになりますけれども、消費者ニーズを把握ができたというふうに思っております。また、商店街で物販イベントがありますので、それに我々が参加することで、直接首都圏の消費者の反応というのも確認することが

できたと。こういったのが事業の成果というふうに捉えております。

業者と物産協会の感想等でございますが、実際に商品を提供して商品を送っていた業者の感想につきましては、我々はヒアリング調査を実施しておりまして、「首都圏の消費者ニーズの把握がなかなか難しい」ですとか、「把握するためには少し売上げが少ない」ですとか、「首都圏のほかのアンテナショップで十分だよ」ですとか、そういう声、ほかには「アンテナショップよりも商談会への参加ですとか、販売先の開拓が必要ですよ」とか、そういう声を聞いてございます。

また、実際に商品供給を担っていただいた小樽物産協会からは、冷凍・冷蔵の水産加工への対応、小樽の場合はやはり水産加工がメインとなりますので、そういった冷凍・冷蔵の水産加工への対応について、スペースがどうしても限られているので、小樽製品のアンテナショップとしては難しい側面があると。そういったことですか、どうしてもとれたて村からの要望、商店街での需要といいますか、そういったのが地元の野菜ですとか、漬物とか、そういった取り扱いなのでなかなか対応が難しいと。そういった意見、見解を我々は確認してきたところでございます。

○佐々木委員

大山商店街というのは、住民の皆さんの夕食の献立、毎日の分を用意する。そんな感じの商店街ですから、そういうところとどうだったのかというのは確かにあるのだと思いますが、やはり現在、東京都、大阪府で大都市消費圏でのアンテナショップというのは、先ほど必要ないというようなお声もあったようですが、その機能かわりに果たしているというようなところはあるのでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

現在、本市が行政として直接かかわっているアンテナショップは、首都圏、大都市圏にはございませんけれども、首都圏でいいますと、例えば北海道さんこプラザ、こういったところがアンテナショップ機能を果たしている。そういったところで小樽製品を取り扱っていただいているものと認識しております。

○佐々木委員

そういう機能で、これからまたつかんでいくというような活動を続けていただければと思います。

◎地場産品導入促進事業について

四つ目、地場産品導入促進事業、同じく29ページにあります。卒業記念硝子製作体験についてお伺いをします。

2012年の事業開始からいろいろとお話を聞かせてもらっておりまして、最近少し御無沙汰をしていたのですけれども、まずは事業の目的、概要について説明をお願いします。

○（産業港湾）産業振興課長

まず、事業の目的ですが、ガラスの製作体験を通しまして、地場産業に対する理解を深めるということにより、保護者などを含めて購買意欲の促進、それからガラスのブランド化、地元への愛着心の醸成ですとか、将来的な後継者の育成を図るといったことを目的とするものでございます。

次に、事業概要ですけれども、市内のガラス工房が実行委員会というものを組織して実施しておりますが、そのうち九つの工房が分担をしまして、市内の小学校6年生を対象に吹きガラス技法、こういった方法によるガラスの製作体験を行いまして、卒業記念として自作のガラスを贈呈するというものでございます。

○佐々木委員

それで、市内の小学生の参加数、体験率の変遷について概略説明をお願いします。

○（産業港湾）産業振興課長

当該事業の参加者数と体験率についてですけれども、事業開始いたしました平成24年度が758人で、体験率が78.9%。それが直近30年度になりますと799人で、体験率が98.6%となっております。

○佐々木委員

体験率が98.6%ということは、ことしの市内の小学校の卒業生はほとんどマイグラスを持っているということになると思うのです。それをもう7年間続けているということですから、市内の中高生がいるうちというのは、ほとんどガラスのグラスが家にあるということになるのだと思います。

当初の目的は、伝統の工芸ガラスを市民の日常生活に溶け込ませたい、そういう目的というのは大きく前進しているのだと思うのですが、私はそう思いますが、ここまで続けてきて、市としてのこの事業の成果というものについてはどのようにお考えでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

この事業は、事業の性格から数値等で効果を把握するといったのは少し難しい面というのがありますけれども、体験者の方からは、「小樽にガラスの文化があることは知っていたが、体験したことがなかった」ですとか、「生まれ育ったまちにすてきな文化があることを知る機会があつてよかった」、こういった声ですとか、また、学校の教員からは「小樽らしいとてもよい企画だと思う。ぜひ来年も続けてほしい」、こういった意見がありました。さらに、体験をした卒業生の妹ですとか弟が「自分も6年生になったら、体験できるのを楽しみにしている」と、こういったことも聞いておりますので、子供たちの皆さんには小樽がガラスのまちであるということの認識が深まっているということと、また、保護者にとっても子供が体験することでそういった認識を新たにしたいという方もあるのではないかとこのように考えておまして、小樽ガラスに対する認知度のアップに大きくつながっているのではないかとこのように考えてございます。

○佐々木委員

これに参加しているガラスの工房の皆さん、事業者の皆さんの評判とか御意見とかというのはありますか。

○（産業港湾）産業振興課長

製作体験を実施した工房からは、「製作体験を通じて地場産業としてのガラスを親の世代にも再認識してもらうことができる、よそにはない小樽ならではのいい事業だと思う」「まだまだこれからの事業で、続けていく価値のある事業だと思う」「観光客ですとか、さらに一般のお客様の中には、この事業をやっているということを知ること、皆さん感心をしているし、うらやましがっている」というような御意見、それから「グラスをつくって終わりではなく、この事業をきっかけとしていろいろと広げていく必要があるのではないかと」、こういった意見などがございました。

○佐々木委員

私も今の感想にあったように、地場産品のそういう部分の面というのもあると思うのですが、この事業をもっと大きく取り上げて、まちの特産を生かして、子供たちみずからつくったものをプレゼントするという大変すばらしい企画なのですけれども、東川町で、生まれた赤ちゃんに木の椅子をプレゼントするというのをやっていますが、これは小学校6年生のとき、自分でつくったものを自分にプレゼントするという意味合いがあるというふうに思うのです。それであれば、もっと小樽をPRするのにこの事業をもっと宣伝していったらどうなのだろうというふうに思います。

小樽では、自分で小学校卒業のときにガラスのコップをつくって家で使うことができると。子育ての施策や移住希望をふやす増加のあれだとかにこういうものをもっと宣伝していくべきだと考えますけれども、そういう部分での、もう少し多方面に市全体で使っていくべきと考えますが、その辺はいかがでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

この事業は、小樽のガラスに対する認識を高めてもらいまして、実際に購入をして使ってもらい、そういったことでガラス産業の活性化、そういったものを目的とすると。さらに、ガラスという地元の資源に関心を持ってもらいまして、ガラスのまち小樽への誇りですとか、愛着の醸成といったふるさと教育としての一面もあわせ持った事

業であるというふうに考えてございます。

小樽の文化に触れることによって、ふるさと小樽のよさを知ってもらうことが次世代を担う人材を育成していくということにもつながるものと考えておりまして、そういった意味では、子供を育てていく環境づくりとなっておりますので、周知方法の検討も含めて、今後一層の周知に努めてまいりたいと考えてございます。

○佐々木委員

小樽市民や小樽の子供たちにも、もちろん、この事業を宣伝してくれてもいいですし、私が一番あれだったのは、小樽の市外に向けて、ユーチューブとかいろいろなものがあるようですから、そういうので、映像でこういうことをやっているのだという発信をしていただければというふうに言いまして、終わらせてもらいます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

○松岩委員

◎札幌交響楽団のコンサート経費について

最初に、教育の部分ということなのですが、札幌交響楽団のコンサート経費について伺います。

本市では、札幌交響楽団のコンサートが小・中学生のための芸術鑑賞会というのと、ニューイヤーコンサートというので、毎年行われていると思うのですが、平成30年度決算を見ますと、札幌交響楽団コンサート開催経費約235万円、その支出と150万円の雑入というのがありますけれども、この内訳について示してください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

小・中学生のための芸術鑑賞といたしまして、札幌交響楽団コンサートを実施してございます。開催経費約235万円でございますけれども、内訳といたしましては札幌交響楽団に係る出演料、旅費、楽器の運搬費などで、札幌交響楽団側には223万200円を支出してございます。その他にかかる経費といたしまして、演奏の際の著作権の演奏使用料、プログラム購入費、市民会館の使用料といたしまして12万7,822円。合計といたしまして235万8,022円となっております。

○松岩委員

150万円の内訳というのは何ですか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

申しわけございません。150万円でございますが、こちらはこのコンサートの主催が小樽市、北海道新聞社、札幌交響楽団、この3者が共催してございまして、この150万円につきましては、北海道新聞社から札幌交響楽団コンサート開催助成金としていただいているものでございます。

○松岩委員

事務執行状況を確認しますと、社会教育団体への補助金というのが10件ありまして、ニューイヤーコンサートは教育委員会では後援もしているのですが、そちらには何かお金の投入というのがあるのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

教育委員会では後援をしているのですが、お話のありました補助金については、こちらには支出をしていないということで間違いはございません。

○松岩委員

財産の内訳書というのを見ますと、公有財産出資による権利というところに、所属が生涯学習課で札幌交響楽団に対して320万円という記載があるのですけれども、これはどういうものかわかりますか。

○（教育）生涯学習課長

財産内訳書の内容について確認していなかったものですから、それについては、また改めて回答したいと思いません。

○松岩委員

ほかの部署でも構わないのですけれども、何となくこういうのではないかと答弁できる方はいらっしゃいますか。

○委員長

松岩委員に申し上げます。ただいま説明員の方から、今手元に資料がないということで後ほどということでしたが、もし今この後の審議の状況でその情報が必要であれば、休憩等の措置もあるのかと思いますけれども、いかがいたしますか。

○松岩委員

大丈夫です、そうしたら。

済みません、急に質問しまして。財産内訳書の129ページに320万円の出資がありましたので、少し気になったので聞いてみましたが、また後で示していただきたいと思えます。

それで、私がしたい質問としては、せっかく芸術教育をやられるということで、その内容について少し掘り下げたかったですけれども、まず、この芸術鑑賞というのは、実施場所、対象学年、生徒の対象、参加状況、費用だとか、もろもろの概要の御説明をお願いします。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

札幌交響楽団のコンサートは小・中学生のためのものですが、こちらの芸術鑑賞に関しましては、実施場所は市民会館で実施してございます。対象とする学年は小学校5年生、6年生、中学生は1年生、2年生、3年生の全学年を対象としてございます。参加状況でございますが、昨年度は小学生のみでございますが、13校692名が参加してございます。特に児童から負担金をもらっているというようなことはございません。

○松岩委員

小樽市民会館で約700人参加というふうになりますと、会場の収容規模からいって500席ほど空席があったという計算になると思うのですけれども、道新から150万円の雑入があったとはいっても、差し引きして相当な、80万円ぐらいですかね、教育委員会でも支出されているということなので、例えば保護者の方に数百円とか、例えばですが、500円仮に保護者の方から御負担をいただいて500席埋まれば、それで25万円経費を浮かすことができるということも考えられるのですけれども、そのあたりの検討というのはされたのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

札幌交響楽団コンサートでございますけれども、授業として実施しておりまして、小・中学生が参加することとさせていただきます。中学生が参加した場合には1,000名を超えるようなこともあるのですが、平成30年度につきましては、当初参加する予定で申し込みがあったのですけれども、直前になりましてキャンセルがございまして、空席が少し目立つような結果となってしまいました。

市教委といたしましては、札幌交響楽団コンサートについては、負担金等をいただかず多くの児童・生徒が演奏を聞くことができるよう実施できればというふうに考えてございます。

○松岩委員

費用をいただかないで聞いていただくというのはわかったのですが、直前のキャンセルというのはどういったことなのか。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

直前のキャンセルがあった学校ですけれども、菁園中学校が参加する予定だったのですが、学校行事等と突然ぶつかってしまいまして、キャンセルに至ったものでございます。

○松岩委員

なかなか理解しがたいというか、事前にコンサートも決まっていたでしょうし、学校の年間スケジュールの中で行事も決まっていたと思うので、何でそこでぶつかってしまうのかというのが少しよくわからないのですけれども、もう少し詳しい説明はできますか。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

申しわけありません。そこは確認してございませんので、私のほうでも確認してみたいと思います。

○松岩委員

いずれにしても、小樽市では社会教育推進計画というのも教育委員会を出しておりますので、せっかく200万円以上かけて札幌交響楽団の方に来ていただいているということは、1席でも空席を出すというのはもったいないと思うので、例えば、直前にキャンセルが出たら、少しでもPTAの方々に御連絡をして、来られる人がいたらぜひ来てくださいとか、お金を払うか払わないかは議論の余地があると思いますけれども、そういうふうに役立てていただきたいと思います。

◎北運河周辺の周遊策について

次に、一般質問で示された北運河周辺の周遊策について伺います。

平成30年度の決算を質問する上で1点確認しておきたいのですけれども、前年の29年に第二次小樽市観光基本計画が策定されましたが、計画推進のために市民、観光事業者、観光関連団体、経済界、行政の五つの立場で、それぞれ役割というのが明示されておりますけれども、行政の役割についてどのようなことが書かれているのか簡単に説明をお願いします。

○(産業港湾)観光振興室中村主幹

観光基本計画における計画推進のための行政の役割についてなのですが、基本計画に載っておりますとおり、まず、産学官民の協働により各主体が取り組む観光事業への支援。二つ目としましては、観光情報の分析、ニーズ把握、情報発信と観光関連団体や事業者等に情報提供と共有を図ること、三つ目としましては、周辺市町村と連携した広域観光振興、四つ目としましては、部局の連携と職員の育成、こういうものが挙げられております。

○松岩委員

北運河に関して一例を挙げますと、平成26年3月に北運河および周辺地域観光戦略プランというのが策定されておまして、市のホームページにも記載があります。このプランの概要について伺えますか。

○(産業港湾)観光振興室中村主幹

北運河および周辺地域観光戦略プランの概要につきましてですが、このエリアをそれぞれの機能に合わせてゾーニングしまして、再開発の方向や時間消費や滞在型観光への魅力を高めるため、他都市の事例ですとか、アイデアなども含めて提言が盛り込まれたものというふうに認識しております。

○松岩委員

このプランは本当に細かく練られておまして、まさにこのまま即実行してもいいのではないかなと思うような内容なのですが、この5年間で北運河の戦略プランが、市民の立場からわかりやすく、こういうのが実施されたのだと目に見える変化というか、実現の形というのがなかったのではないかと私は思ったのですけれども、何か実現されたものというのがあるのでしょうか。また、この戦略プランの策定に当たって市がどのようにかかわってきたのかというのをお伺いします。

○(産業港湾) 観光振興室中村主幹

この5年間に戦略プランの策定に当たりまして実現したものですけれども、プランの中にございますカフェですか、レストランですか、こういうものの開設など、実現されているものは目に見えてわかるようなものはないかというふうに認識しておりますが、プランの中でもメインスクエアとしてあります運河公園、こういうもので民間団体等が主催するイベントについて、市としてその後援などをするような支援をしております。

また、策定に当たって市のかかわりについてですが、企業支援型地域雇用創造事業というものを活用して策定を行い、また、この策定協議会の構成員としまして学識経験者、各種団体とともに、地域住民等とともに行政機関として関与しております。

○松岩委員

この戦略プランでは、運河公園のところをメインスクエアというふうにしまして、ここでさまざまなイベントを開催できるようにしようと。ただイベントを開催するだけではなくて、石造りの休憩棟を生かしたイベントなど、いろいろ提言として出しているのですけれども、これにイベントの利用の許可申請を出すことで、市がこの提言書の実現に前向きに協力しているというふうな認識なのですか。

○(産業港湾) 観光振興室中村主幹

こちらの支援につきましてですけれども、観光振興室としましては、名義後援ということでの支援をしているというふうに把握しております。

○松岩委員

イベントの許可の申請に許可を出す。それは、結局何もやっていないのではないかと思います。別にこの提言が出されなくても、運河公園はイベントの申請があれば、それが公益性にかなうものとか、該当すれば使えていたものだと思うので、殊さら今回の戦略プランの実現に向けて動いたという実績にならないと思うのですけれども、その辺の理解をどうされていますか。

○(産業港湾) 観光振興室中村主幹

確かに、回遊性を高めるための支援としましての、例えばカフェですとかレストランについての許可申請といいますか、実現に向けた支援を具体的にできているわけではないのですが、にぎわいづくりとして名義後援という形で支援をしているという形でございます。

○松岩委員

少し聞き方を変えます。観光振興室、もしくは市として、この戦略プランを前向きに受け入れて、実現に向けて取り組んでいるというのはほかに何かありますか。

○(産業港湾) 観光振興室中村主幹

このプランを受けて市がしてきたことということになりますが、こちらも回答として間接的なものになることがあるかと思いますが、例えば旧国鉄手宮線の整備ですとか、おたる案内人の散策マップというものがございまして、こちらのコースの中に歴史についての北運河コースというものもございまして、また、観光ガイドクラブによります市民向けの無料ガイドツアー、こういうものもございまして、市として関与しているというふうな形でございます。

○松岩委員

この戦略プランを策定したときの関係者の方が、今の市の答弁を聞いてどう思うかというのを想像していただきたいのです。決算特別委員会ではこれ以上できないような気がするのですが、また違う場面でこのあたりは細かくやっていきたいと思えます。

何でこれを聞いたかというのは、私が先日の一般質問で小樽運河の商業利用、散策路の商業利用を推進していったらいいのではないかとということで、返ってきた答弁が、予算特別委員会の答弁になりますけれども、商業利用を

する前に、まずは運河論争を経て原風景の景観を生かしながら日本遺産のストーリーを紹介し、めぐるようなモデルコースの検討を関係機関と連携を図って進めてまいりたいと答弁されたのです。これはまさに先ほどおっしゃっていただいた観光基本計画の行政の役割に忠実に答弁されているのです。今のやりとりを見ても、平成26年に北運河の戦略プランができてから今日までに至るこの5年間で何をやられてきたのかなと率直に思います。これは私だけが思っているのですかね。多分、多くの方も思っていると思うのですけれども。

果たして、この観光基本計画にのっとった行政運営ができているのかと、事務執行状況から見ても非常に疑問なのですが、この話はもうやめます。違うところでやります。

◎外国人観光客の増加について

次に、外国人観光客の増加について話します。

今の例もそうなのですが、課題が挙げられていて、解決策が示されていて、細かなデータや分析があって、実現されていない部分というのが本当に多いのがこの小樽市の現状ではないかと。私は本当にもったいない部分の一つだと思います。

平成29年には、観光振興室で小樽市まちなか観光にぎわいづくり調査業務報告書というのをまとめておまして、大体70ページの本当に細かな調査になっているのです。ここでは外国人観光客の増加についていろいろ記載があるのですが、この調査が行われた目的と理由、さらに、30年度の事務執行予算に反映された部分、生かされた部分というのがあればお伺いしたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

平成29年度のまちなか観光にぎわいづくり調査、目的と理由等につきましてなのですが、まず、背景にありますのが、インバウンドの増加ということがございまして、その増加に対する課題の把握を要するということが背景にございました。

目的としましては、小樽観光に関する市場ですとか、動線、外国人動態の調査により小樽観光の経済効果を既存の商店街や飲食店に波及させる方策を探ることを目的に実施されました。

○松岩委員

平成30年度の事務執行予算に反映された部分、生かされた部分というのはどうしましたか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

事務執行予算に反映した部分につきましては、国際観光関係の4事業ということで、事務執行状況の中にも書かせていただきましたとおり、マレーシアの現地プロモーション事業ですとか、台湾のブロガーを招聘する事業ですとか、Visit JAPAN Travel & M I C Eという、V J T Mという東京での商談会があるのですけれども、こちらに参加すること。また、台湾に対しまして観光協会の会長によるトップセールスを行ってきたということが事業として挙げられております。

○松岩委員

北運河の戦略プランの件で、市がここまで何もやっていなかったと思わなかったのも、その後の質問が全然うまくできなくて大変申しわけないのですけれども、外国人観光客を招いても、例えば小樽の観光をしっかりと生かした魅力ある施策がしっかりとできなければ、来てもらっても全然どうしようもないですし、むしろがっかりされて帰ってしまうこともあるので、このあたりはもっともっとしっかりと今後やっていきたいと思っておりますので、今のは意見として私の質問は終わらせたいと思っております。

○須貝委員

◎港湾整備事業特別会計について

まず、9月27日の決算特別委員会の港湾室の答弁におきまして、港湾整備事業特別会計単年度収支において、平

成26年度からずっと続けていた黒字が30年度は赤字になった理由をお聞きしました。もう一度この点について答弁いただけませんか。

○（産業港湾）港湾振興課長

ずっと黒字を続けてきたのに、平成30年度は赤字になった理由ということですが、まず歳入面といたしまして、27年度から29年度には土地の売却がありました、30年度にはなかったということ。歳出ですけれども、中央2号上屋の底地を国から買い取ったこと、多目的荷役機械の故障に伴う補修費、これらが主な原因となっております。

○須貝委員

どうしても、今言った三つのキーワード、土地の売却、それから上屋使用料の減少と多目的ガントリークレーンの補修費、このキーワードが私の頭から少し離れなくてきょう質問させていただくのですけれども、そうしますと、平成27年度から29年度は、歳入において土地の売却収入があったということなのですが、30年度はなかったというお答えでしたけれども、私の手元で決算事項別明細書を見ますと、30年度には不動産売却収入として1,620万円が計上されておりますが、これはどのように解釈したらよろしいですか。

○（産業港湾）港湾振興課長

平成30年度につきましては、国直轄事業であります第3号ふ頭17番岸壁の改良に伴い、第3号ふ頭に現存する小樽開発埠頭株式会社所有の開発1号上屋が支障となっているため、これを移転させるため上屋を売却したものでございまして、30年度の不動産売却収入はこの中央2号上屋売却による建物売却収入となっております。

○須貝委員

私にとっては、土地の売却と建物の売却と、そこを区別はつけていないのですが、土地ではないからこれは入れなかったということなのでしょうけれども、実は私が指摘したいのはもう少し根源的な部分なのです。そもそも港湾事業の収支は土地や建物の売却がなければ黒字にならない。そういったビジネスモデル、私はずっとそれが気になってしょうがなかったのです。

先日質問させていただいたところ、産業港湾部の収益というのは、港湾の使用料と手数料で稼ぐと。しかし、肝心の上屋の使用料は海上貨物の減少によって毎年減少している。一方、ガントリークレーンの保守点検費用に毎年多額の経費をかけていると。ここ数年の収支は土地建物売却で何とかしのいでいると。私にはこんなふうにはしか聞こえないのですけれども、いかがでしょうか。

○（産業港湾）港湾振興課長

土地売却と建物の売却でしのいでいるのではないかというお話でしたけれども、そのようなことでしのいでいるということではなくて、港湾整備事業特別会計事業は、起債の償還金の額が大きな影響を及ぼす形になりますので、償還額は平成30年度において、約9,000万円を償還したガントリークレーンの建設にかかる起債と中央地区再開発事業にかかる起債、こちらが終了するため翌年度以降は収支が改善される見込みとなっております。

○須貝委員

先ほどの面野委員への答弁では、上屋使用料についても、ひき船についても大丈夫だと。大型クルーズ船についても大丈夫だ、見込みは明るい、任せろというような答弁に聞こえましたけれども、私は先日の質問、それから答弁に対して聞きますと、どうしても、そんなに明るい希望的なことを言って大丈夫なのかと、港湾の決算が大丈夫というふうには見えません。

それで、今ガントリークレーンのことで少しお話がありました、この耐用年数はわかりませんが、私にはこのクレーンをだましまし使用して、延命化を図って、小樽港の荷揚げを少しずつ石狩湾新港に移行して行って、フェードアウトする。そして最終的には、小樽港は大型クルーズ船やフェリー、そして観光船のみの商用港にする。そんなふうを考えているとしか思えないのですけれども、これは私の考え過ぎでしょうか。いかがですか。

○(産業港湾) 港湾担当部長

今の御指摘でございますが、まず私どもとしては、当然小樽港というのは物流があって成り立っている港だと思っておりますので、コンテナにつきましても、今回故障を発生させてしまいましたけれども、平成31年度の予算の中で延命化対策をやらせていただきながら、これからまた15年間ぐらいのスパンでこのクレーンを保守していきながら、私どもとしては少しでもコンテナ貨物についても延ばす方向で取り組んでいきたいという考え方でございます。

一般的に港湾整備事業特別会計での御質問がございましたけれども、基本的には今、ざっくり御説明いたしますと、港湾整備事業特別会計の使用料収入等、この使用料収入のほかにも雑入だとか、土地の貸し付けということで、毎年定額的に入ってくる金額があるのですが、これは約3億6,000万円が30年度の決算でございます。それに対して支出の部分ですけれども、決算書の中ではいろいろとその年の投資といいたいまいしょうか、事業の金額も入っているものですから少しわかりづらい部分もあるのですが、これはある程度中身をかいつまんで挙げていきますと、私どもの港湾整備事業特別会計で持っている施設の維持費関係、保守管理関係が約1億7,000万円を経費としてかけてございます。こういったところでいきますと基本的には黒字になっているのですが、実はこれまで投資してきたいろいろな施設は、公債費というのを支払ってございます。これが乗ってくるので、基本的に30年度でいくと赤字になっている状況があるというところでございます。

先ほど、港湾振興課長から答弁させていただきましたが、3億5,000万円という起債はすごく大きな額ですけれども、特に平成元年ぐらいから始めました港町ふ頭の拡張工事ですとか、その辺の起債もずっとまだ払っております、これが31年度から消えてくるということもございます。そうした部分でいきますと、先ほど港湾振興課長が言いました9,000万円の公債費がなくなるものですから、少し収支改善が図られていくのではないかとこのように思っております。

こういった中で、私どもは、今はひき船ですとか上屋とかというのをまたつくっていくので、後々また元利償還が始まってきますけれども、私どもとしては基本的に港湾整備事業特別会計におけます収支の均衡を図りながら進めていきたいというふうに思っております、そういった見込みの中で進めているところでございます。

そして、港として取扱貨物量を少しでもふやし、それが歳入改善にも結びつくと思っておりますが、まず基本的には港を少しでも活力ある港に変えていきたいというところで取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○須貝委員

大分力強い答弁をいただきました。私も思いは一緒で、港湾の活性化が市内の中心部の活性化に直結するというふうに私も思っているのです。港が元気になれば中心商店街にも人が流れますし、私はそして、花園にも好影響が出るというふうに考えています。石狩湾新港が栄えても直接的な小樽市中心部への好影響は少ないというふうに考えています。先ほど酒井委員からもお話がありましたけれども、私は石狩湾新港とのすみ分けに関しても、大いに検討の余地があるというふうに考えているところでございます。これは本当に小樽の将来のグランドデザインにかかわる重要な案件ですので、また今後とも議会で議論したいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎東京事務所について

事務執行状況説明書を拝見しますと、気になる項目に幾つも遭遇いたします。支出金額は大きくないのですが、東京事務所に関してお尋ねしたいと思います。

東京事務所の所在地、事務所借上料及び人員構成、また、事務所経費の内訳を示してください。

○(総務) 秘書課長

まず、東京事務所の所在地になりますが、東京都千代田区永田町2丁目17番17号になります。

次に、事務所借上料ですが、年額で316万8,408円、月額ですと26万4,034円となります。

次に、人員構成ですが、職員1名と企業誘致の推進を図るための嘱託員1名の合計2名となっております。

続きまして、事務所経費の内訳になりますが、嘱託報酬が286万8,440円、事務所借上料が316万8,408円、公宅借上料が170万5,200円、都市東京事務所所長会負担金が2万1,000円、東京政経懇話会負担金として6万円、通信運搬費12万8,636円、管理経費として158万1,474円となっており、この管理経費の内訳ですけれども、旅費として125万4,620円、消耗品費として5万9,483円、使用料及び賃借料として17万8,667円、光熱水費として8万8,704円、合計が953万3,158円となっております。

○須貝委員

少し道内の他都市の状況も知りたいのですが、道内の他都市の事務所の状況、年間経費等、答えられる範囲で、また、表現できる範囲内で結構ですので、幾つか事例をお示しいただけますか。

○（総務）秘書課長

年間経費は把握してございませんので、その部分は答弁できないことを御了承ください。

小樽市と同じく千代田区内に東京事務所を設置している道内他都市4市の家賃月額、約21万円から約49万円の範囲内となっております。

○須貝委員

それでは、業務内容と役割について少しお聞かせいただきたいのですが、事務所長と、先ほど企業誘致推進員の方がいらっしゃるとおっしゃっていましたが、業務内容と役割についてお聞かせいただけますか。

○（総務）秘書課長

まず、所長の業務内容ですけれども、行政関係情報及び資料の収集について、企業誘致及び観光宣伝のための情報及び資料の収集について、物産の販路拡大、地場産業の受注機会の拡大及び港湾の周知宣伝のための情報並びに資料の収集について、中央諸官庁関係団体との連絡について、その他市長が必要と認めたこととなっております。

次に、企業誘致推進員の業務につきましては、首都圏等の企業への面会等の約束の取りつけ及び訪問、首都圏等の企業に関する情報の収集及び整理、本市の企業誘致施策及び立地環境等の情報発信、国、道などの関係機関や銀行、建設、不動産などの関係業界との情報交換及びネットワークの構築、その他企業誘致にかかわる業務となっております。

○須貝委員

企業誘致推進員の方はすごいミッションをやっている、あの金額だと思うのですが、

先ほどおっしゃっていた所長の案件は920件ぐらいになると思うのですが、重要なのだろうとは思いますが、しかし、この仕事量が多いのか少ないのかも判断しかねるところです。さらに、情報収集とか資料の収集という表現は非常に曖昧なので、もしよろしければ、所長の直属の上司は総務部次長になるというふうにお聞きしていますけれども、所長のミッションとか評価項目とか、そういったものをお聞かせいただけませんか。

○（総務）次長

東京事務所長のミッション、それから評価項目ということですが、先ほど秘書課長が業務の内容をお伝えいたしましたが、それがいわばミッションであります。こちらから個別具体にあれやれこれやれという話は特にしてはおりません。

ただ、表現が曖昧ということですので、具体的に一例といいますか、申し上げますと、市長、副市長を初め市関係の東京出張所における案内や調整、それから首都圏で開催される市関係のイベント等への参加、それからお手伝い、調整等です。それから、中央省庁、特に道路、港湾、新幹線関係でこういったものを所管する国土交通省には足しげく通って情報収集する。それから、各省庁関係の研修会にも参加して、有益な情報を得て各部局の担当へフィードバックする。こういったことを主なものとして都度やっているということでございます。

それから、所長の評価ということですが、出張の対応を滞りなく行うというのは当たり前の話ですが、や

はり省庁訪問、それから研修会にただ参加すればいいという問題ではないというふうに考えてございます。東京事務所の設置目的であります、規則に書いてございますが、中央諸官庁との連絡を密に本市行政の円滑な運営に寄与する、こういった取り組みができていますのかどうか、そういった観点で電話やメールだけで、こちらから問い合わせるということではなくて、フェイストゥフェイスでどれだけやりとりできる状況を捉えられているか、そこが重要視されるところでございます。

ただ、これは一朝一夕でできることではありませんので、それ以外にも本市のイベントにどれだけ参加して寄与しているか、事業に対してどれだけかかわっているか、こういったことも含めて評価をしているところでございます。

○須貝委員

要らないというのではないです。すごく重要な多岐にわたるミッションを背負って、さらにネットワークの構築をすると。そして、さらに言えば1人なのだという事です。このような業務はモチベーションを維持し続けることが大変重要であって、個人的なセンスによって成果が大きく左右されやすい業務だというふうに思っています。1人というのは、私は大変だというふうに思っています。

では、最後の質問になりますけれども、所長の配置転換とか、転勤に対するサイクルとか、そういったものはどのようになっていますか。

○（総務）職員課長

職員の人事異動につきましては、基本的には4年の異動サイクルにしておりますが、管理職については定年退職の補充などにより異動サイクルが短くなる場合があるため、3年を一つの目安にしておりますので、東京事務所長につきましても、そのように考えているところであります。

ただし、その時々状況、また、後任者の確保といった問題もございまして、前任者は4年、その前の前々任者は5年の在職期間でございました。

○須貝委員

1人なので、ぜひ心のケアも含めて小樽からサポートしていただきたいと思います。

私は、東京事務所に関しては最小限の経費で遂行されているというふうに判断いたします。中央省庁からの情報収集というのが、財源不足の小樽にとっては大変重要であるというふうに考えます。私は、森井前市長時代にこの情報収集のアンテナが折れていたことによる情報不足と、それから人脈ネットワーク構築不足による判断間違いが非常に多かったというふうに考えております。この仕事は非常に重要でございますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいということで、終わらせていただきます。

◎朝里ダム湖畔園地について

3項目めですけれども、決算説明書に朝里ダム湖畔園地という項目がございます。

ここで、支出額約760万円とありますけれども、この財源は小樽市ですか、それとも北海道なのでしょうか。また、その内訳を示していただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

ダム記念館管理経費の144万1,561円につきましては、北海道と市の協定に基づき、管理経費の56%、80万7,274円が北海道からの支出金として財源に入っており、残りは市の一般財源となっております。

○須貝委員

内訳を見ますと、運動場管理費約98万円、それから大きいのは除草委託ほか維持管理費というのが約518万円あるのですけれども、これはきょうの決算特別委員会では所管違いということでお答えいただけないということで、また後日質問したいと思います。

では、ダム記念館ですけれども、これは小樽市で管理していますか。また、そこに管理人の方がいらっしゃるかと

思うのですけれども、この方々はどういう方でしょうか。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

ダム記念館ですが、北海道と市との間の協定によりまして、市がダム記念館の維持管理を行うこととしておりますので、市が施設管理と清掃を行っており、持ち分比率によりまして、かかる経費の56%を北海道が負担しております。ダム記念館に常駐している職員ですけれども、市が委託しておりますシルバー人材センターから派遣された職員が常駐しております。

○須貝委員

入場者数というのはどれぐらいか把握しておられますでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

ダム記念館の来館者数のカウントはしておりませんが、団体での利用については記録をとっております。紅葉の時期の訪問が多くなっておりまして、平成30年ですと、10月は33団体が利用、年間で57団体が利用しております。

○須貝委員

率直に聞かしまして、経費自体は約144万円で、半分を道が持っていていただいているという、金額は大きくはないのですけれども、小樽市としては、この記念館を存続するという、今後も維持していくことが望ましいというふうにはお考えでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

北海道との協定がありますので、市が単独で存廃を決められるものではありませんが、ダム記念館は北海道のダム事業の広報施設であるとともに、市民や観光客の憩いの場であるダム湖畔園地の休憩施設となっております。紅葉の時期には市外から訪れる方も多いと聞いておりまして、現状では必要な施設であると認識しております。

○須貝委員

市がそのように判断されているのであれば、それはそうなのかもしれないですけれども、全体の公園の管理の費用も含めてかなり大きな部分になっていきますので、私は必要なものは必要であるし、疑問を感じるものは財源がどこから出てこようが、やはり存続を見直して財源を有効活用すべきであるというふうに考えています。この朝里のダム記念館は一度再考してみる価値があるかと思って今回質問させていただきましたが、少し質問が足りないところもありますけれども、また今後いろいろと聞かせていただきながら、方向性を進めていきたいというふうに考えています。よろしくお願いいたします。

○（教育）次長

先ほど、松岩委員の御質問にありました札幌交響楽団への320万円のお話ですけれども、あちらにつきましては、公益財団法人札幌交響楽団への出資金ということになっておりまして、毎年お支払いしているものではございません。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。